

新旧対照表

01\_標準契約約款（物品購入・印刷総価）(202004～)

新	旧
<p><b><u>（削除）</u></b></p> <p><b><u>（削除）</u></b></p> <p>（総則）</p> <p>第1条 乙は、この契約について仕様書及び図面等（以下「仕様書等」という。）に基づいて、甲の指定期日までに物品を納入しなければならない。</p> <p>2 乙は、この契約について仕様書等に明示していない事項でも、物品の供給上当然必要なものは、甲の職員の指示に従い乙の負担で履行しなければならない。</p> <p>3 乙は、指定期日に物品を納入することができない理由が発生したときは、その都度遅滞なくその理由及び影響日数等を明記した書類を届け出なければならない。</p> <p>4 乙は、物品の納入当たり、充分な損害の発生防止措置を執らなければならない。損害の発生防止に関し、相当の設備をなさず、又は注意を怠ったと認められるときは、その賠償責任は、すべて乙の負担とする。</p> <p>5 乙は、天災事変その他やむを得ない理由により、指定期日までに物品を納入することができないときは、その理由を明記した書類を添えて、期日延期の願出をすることができる。この場合において、甲はその願出に相当の理由があると認めたときは、これを承認することができる。</p> <p>（納入）</p> <p>第2条 乙は、物品の納入とともに本区の定める納品書を提出しなければならない。なお、現に納入した物品は、甲の許可なく、これを引き取ることができない。</p> <p>（検査）</p> <p>第3条 納入物品は、甲の定める検査に合格したものでなければならない。</p>	<p><b><u>契約条項</u></b></p> <p><b><u>表記金額をもって物品購入するに当たり、江戸川区契約担当者を甲とし、供給者を乙とし、甲乙間において締結する契約の条項は、次のとおりである。</u></b></p> <p>（総則）</p> <p>第1条 乙は、この契約について仕様書及び図面等（以下「仕様書等」という。）に基づいて、甲の指定期日までに物品を納入しなければならない。</p> <p>2 乙は、この契約について仕様書等に明示していない事項でも、物品の供給上当然必要なものは、甲の職員の指示に従い乙の負担で履行しなければならない。</p> <p>3 乙は、指定期日に物品を納入することができない理由が発生したときは、その都度遅滞なくその理由及び影響日数等を明記した書類を届け出なければならない。</p> <p>4 乙は、物品の納入当たり、充分な損害の発生防止措置を執らなければならない。損害の発生防止に関し、相当の設備をなさず、又は注意を怠ったと認められるときは、その賠償責任は、すべて乙の負担とする。</p> <p>5 乙は、天災事変その他やむを得ない理由により、指定期日までに物品を納入することができないときは、その理由を明記した書類を添えて、期日延期の願出をすることができる。この場合において、甲はその願出に相当の理由があると認めたときは、これを承認することができる。</p> <p>（納入）</p> <p>第2条 乙は、物品の納入とともに本区の定める納品書を提出しなければならない。なお、現に納入した物品は、甲の許可なく、これを引き取ることができない。</p> <p>（検査）</p> <p>第3条 納入物品は、甲の定める検査に合格したものでなければならない。</p>

新	旧
<p>この場合において、当該検査に要する費用及び検査のため変質変形又は消耗き損したものは、すべて乙の負担とする。ただし、特殊の検査に要するものは、この限りでない。</p> <p>2 前項の検査は、納品後10日以内に行うものとする。</p> <p>3 乙は、甲の指定する日時において、検査に立ち会うものとし、乙が立会いをしないときは、検査の結果について、異議を申し立てることができない。</p> <p>4 検査に合格しないとき、乙は遅滞なく物品を引き取り、速やかに代品の納入又は手直しをしなければならない。</p> <p>5 前項の規定の適用については、甲は1回限り、日時を指定して、引換え又は手直しを認めることができる。この場合において、乙は、当該引換え又は手直しが終了したとき、再び甲にその旨届け出て、その検査を受けなければならないものとし、検査に着手する期間は第2項の規定を準用する。</p> <p>6 第4項の規定にかかわらず、その不良の程度が軽微であり甲が使用上支障ないと認めるときは、不良の程度により契約金額を減額し、これを採用することができる。</p> <p>(危険負担)</p> <p>第4条 物品の所有権は検査に合格したときに、乙から甲に移転するものとし、移転前に生じた損害はすべて乙の負担とする。ただし、天災事変その他避けることのできない非常事変又は甲の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。</p> <p>(契約不適合責任)</p> <p>第5条 <u>引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、甲は乙に対し、代品の納品、物品の補修又は部品の交換による履行の追完を請求することができる。</u></p> <p>2 <u>乙が前項に規定する履行の追完に応じないときは、甲は、乙に対し、契約不適合に応じた物品の代金の減額を請求し、あるいは、乙の負担で甲自ら履行の追完を行うことができる。甲自ら履行の追完を行う場合において、</u></p>	<p>この場合において、当該検査に要する費用及び検査のため変質変形又は消耗き損したものは、すべて乙の負担とする。ただし、特殊の検査に要するものは、この限りでない。</p> <p>2 前項の検査は、納品後10日以内に行うものとする。</p> <p>3 乙は、甲の指定する日時において、検査に立ち会うものとし、乙が立会いをしないときは、検査の結果について、異議を申し立てることができない。</p> <p>4 検査に合格しないとき、乙は遅滞なく物品を引き取り、速やかに代品の納入又は手直しをしなければならない。</p> <p>5 前項の規定の適用については、甲は1回限り、日時を指定して、引換え又は手直しを認めることができる。この場合において、乙は、当該引換え又は手直しが終了したとき、再び甲にその旨届け出て、その検査を受けなければならないものとし、検査に着手する期間は第2項の規定を準用する。</p> <p>6 第4項の規定にかかわらず、その不良の程度が軽微であり甲が使用上支障ないと認めるときは、不良の程度により契約金額を減額し、これを採用することができる。</p> <p>(危険負担)</p> <p>第4条 物品の所有権は検査に合格したときに、乙から甲に移転するものとし、移転前に生じた損害はすべて乙の負担とする。ただし、天災事変その他避けることのできない非常事変又は甲の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。</p> <p>(瑕疵(かし)担保責任)</p> <p>第5条 <u>乙は、納入物品の引渡し後1年間は、その隠れた瑕疵について補修の責任を負うものとする。</u></p> <p>2 <u>乙が補修に応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができるものとする。この</u> 場合において、</p>

新	旧
<p>乙に生じた損害について、甲はその賠償の責任を負わないものとする。</p> <p><u>3 前2項の規定は、引き渡しを受けた日から1年以内でなければ請求できない。ただし、契約不適合が乙の故意または重過失による場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>4 第1項及び第2項の規定は、甲による損害賠償請求及び第9条第1項による解除権の行使を妨げない。</u></p> <p>(請求及び支払い)</p> <p>第6条 甲は、検査完了後、乙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に甲の指定する金融機関において、当該請求額を支払うものとする。</p> <p>2 前項の規定による支払いが期限又は期間内に終了しないときは、甲は法定の遅延利息を支払うものとする。</p> <p>(遅延違約金)</p> <p>第7条 乙は、指定期日までに履行を完了しないときは、遅延日数に応じ、契約金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額(閏年も365日として計算する)を違約金として、甲に納付するものとする。ただし、その違約金の額に100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。</p> <p>2 第3条第5項の規定による履行を指定した日までに完了しないときは、乙は前項の規定によって違約金を納付するものとする。</p> <p>3 違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数を算入しない。</p> <p>(変更等)</p> <p>第8条 甲は、必要があると認めたときは、乙と協議のうえ契約の全部若しくは一部を変更し、又は納入の中止をすることができる。</p> <p>2 前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、内訳書の単価に基づき算定するものとし、当該算定額を甲が不相当と認めるとき、又は期間又は期限を伸縮する必要があるときは、甲が相当と認める額又は期間若しくは期限によるものとする。</p> <p>3 甲は、必要があると認めたときは、乙と協議のうえこの契約の全部又</p>	<p>乙に生じた損害について、甲はその賠償の責任を負わないものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(請求及び支払い)</p> <p>第6条 甲は、検査完了後、乙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に甲の指定する金融機関において、当該請求額を支払うものとする。</p> <p>2 前項の規定による支払いが期限又は期間内に終了しないときは、甲は法定の遅延利息を支払うものとする。</p> <p>(遅延違約金)</p> <p>第7条 乙は、指定期日までに履行を完了しないときは、遅延日数に応じ、契約金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額(閏年も365日として計算する)を違約金として、甲に納付するものとする。ただし、その違約金の額に100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。</p> <p>2 第3条第5項の規定による履行を指定した日までに完了しないときは、乙は前項の規定によって違約金を納付するものとする。</p> <p>3 違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数を算入しない。</p> <p>(変更等)</p> <p>第8条 甲は、必要があると認めたときは、乙と協議のうえ契約の全部若しくは一部を変更し、又は納入の中止をすることができる。</p> <p>2 前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、内訳書の単価に基づき算定するものとし、当該算定額を甲が不相当と認めるとき、又は期間又は期限を伸縮する必要があるときは、甲が相当と認める額又は期間若しくは期限によるものとする。</p> <p>3 甲は、必要があると認めたときは、乙と協議のうえこの契約の全部又</p>

新	旧
<p>は一部の解除をすることができるものとする。</p> <p>4 乙は、第1項の中止期間が引き続き3箇月以上に及ぶときは、甲と協議のうえ契約の全部又は一部の解除をすることができるものとする。</p> <p>5 前2項の場合において、甲は乙の請求により既納品の代金を支払うものとする。この場合における請求及び支払いについては、第6条の規定を準用する。</p> <p>6 契約締結後において、天災事変等その他の不測の事件に基づく経済情勢の激変により契約金額が著しく不相当であると認められる場合は、その実情に応じ、甲乙協議のうえ、当該契約金額を変更することができる。</p> <p><b><u>7 第1項から第5項までの規定は、甲が第5条に基づく契約不適合責任の追及として、履行の追完の請求、代金減額の請求、損害賠償の請求又は解除権の行使を行う場合は、適用しない。</u></b></p> <p>(甲による契約解除)</p> <p>第9条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は契約を解除することができる。</p> <p>(1) 乙の責に帰する事由により期間又は期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないとき。</p> <p>(2) 契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するとき。</p> <p>(4) 前3号のほか、この契約条項に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定により契約を解除したときは、乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、乙の申出に正当な理由があると甲が認めるときは、甲はこの規定を適用しないことができる。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第10条 前条第1項の規定による契約解除により、甲が同条第2項の規定による金額を超えて損害を受けたときは、同項の金額に当該超過損害額の全部又は一部を加算して乙に対して損害賠償を請求できるものとする。</p> <p>2 この契約の履行に関し、第三者に対して損害を及ぼしたときは、乙が</p>	<p>は一部の解除をすることができるものとする。</p> <p>4 乙は、第1項の中止期間が引き続き3箇月以上に及ぶときは、甲と協議のうえ契約の全部又は一部の解除をすることができるものとする。</p> <p>5 前2項の場合において、甲は乙の請求により既納品の代金を支払うものとする。この場合における請求及び支払いについては、第6条の規定を準用する。</p> <p>6 契約締結後において、天災事変等その他の不測の事件に基づく経済情勢の激変により契約金額が著しく不相当であると認められる場合は、その実情に応じ、甲乙協議のうえ、当該契約金額を変更することができる。</p> <p><b><u>(追加)</u></b></p> <p>(甲による契約解除)</p> <p>第9条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は契約を解除することができる。</p> <p>(1) 乙の責に帰する事由により期間又は期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないとき。</p> <p>(2) 契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するとき。</p> <p>(4) 前3号のほか、この契約条項に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定により契約を解除したときは、乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、乙の申出に正当な理由があると甲が認めるときは、甲はこの規定を適用しないことができる。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第10条 前条第1項の規定による契約解除により、甲が同条第2項の規定による金額を超えて損害を受けたときは、同項の金額に当該超過損害額の全部又は一部を加算して乙に対して損害賠償を請求できるものとする。</p> <p>2 この契約の履行に関し、第三者に対して損害を及ぼしたときは、乙が</p>

新	旧
<p>その賠償の責任を負う。ただし、その損害が天災その他不可抗力によるときは、甲乙協議してその賠償の責任を定めるものとする。</p> <p>(相殺)</p> <p>第11条 甲は、この契約において、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙に支払うべき代金と相殺し、なお不足を生じるときは、さらに追徴するものとする。</p> <p>(権利義務の譲渡又は担保の禁止)</p> <p>第12条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。</p> <p>(秘密保持)</p> <p>第13条 乙は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。</p> <p>2 乙は、江戸川区個人情報保護条例(平成6年3月江戸川区条例第1号)及び個人情報保護に関する特約条項を遵守しなければならない。</p> <p>(疑義の協議)</p> <p>第14条 この契約条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約条項に定めのない事項については、甲乙協議してこれを定める。</p> <p>(法令遵守)</p> <p>第15条 乙は、この契約条項のほか、労働関係諸法令及び江戸川区契約事務規則(昭和39年3月江戸川区規則第3号)を遵守しなければならない。また、契約期間中の最低賃金法による最低賃金の改定によって、この契約の履行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮すること。</p> <p>消耗品・備品・印刷/総価 <b>2020.4</b></p>	<p>その賠償の責任を負う。ただし、その損害が天災その他不可抗力によるときは、甲乙協議してその賠償の責任を定めるものとする。</p> <p>(相殺)</p> <p>第11条 甲は、この契約において、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙に支払うべき代金と相殺し、なお不足を生じるときは、さらに追徴するものとする。</p> <p>(権利義務の譲渡又は担保の禁止)</p> <p>第12条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。</p> <p>(秘密保持)</p> <p>第13条 乙は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。</p> <p>2 乙は、江戸川区個人情報保護条例(平成6年3月江戸川区条例第1号)及び個人情報保護に関する特約条項を遵守しなければならない。</p> <p>(疑義の協議)</p> <p>第14条 この契約条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約条項に定めのない事項については、甲乙協議してこれを定める。</p> <p>(法令遵守)</p> <p>第15条 乙は、この契約条項のほか、労働関係諸法令及び江戸川区契約事務規則(昭和39年3月江戸川区規則第3号)を遵守しなければならない。また、契約期間中の最低賃金法による最低賃金の改定によって、この契約の履行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮すること。</p> <p>消耗品・備品・印刷/総価 <b>2019.1</b></p>

新旧対照表

02\_標準契約約款（物品購入・印刷単価）(202004～)

新	旧
<p>(総則)</p> <p>第1条 乙は、この契約について、仕様書及び図面等（以下「仕様書等」という。）に基づいて履行するものとし、履行に要する費用はすべて乙の負担とする。</p> <p>2 乙は、この契約について仕様書等に明示されていない事項でも、物品の供給上当然必要なものは、甲の職員の指示に従い乙の負担で履行するものとする。</p> <p>3 この契約に基づく発注については、甲の指定する発注者が、別途物品の種類、履行及び数量等必要な事項を指示するものとし、乙は指定期間内にこれを納入しなければならない。</p> <p>4 乙は、履行に当たり充分な損害の発生防止措置を執らなければならない。損害の発生防止に関し、相当の設備をなさず、又は注意を怠ったと認められるときは、その賠償責任は、すべて乙の負担とする。</p> <p>(検査)</p> <p>第2条 乙は、指示された物品の納入が完了したときは、直ちにその旨届け出て、甲の定める検査を受けるものとする。</p> <p><b><u>(契約不適合責任)</u></b></p> <p><b><u>第3条 引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、甲は乙に対し、代品の納品、物品の補修又は部品の交換による履行の追完を請求することができる。</u></b></p> <p><b><u>2 乙が前項に規定する履行の追完に応じないときは、甲は、乙に対し、契約不適合に応じた物品の代金の減額を請求し、あるいは、乙の負担で甲自ら履行の追完を行うことができる。甲自ら履行の追完を行う場合において、乙に生じた損害について、甲はその賠償の責任を負わないものとする。</u></b></p> <p><b><u>3 前2項の規定は、引き渡しを受けた日から1年以内でなければ請求できない。ただし、契約不適合が乙の故意または重過失による場合は、この限</u></b></p>	<p>(総則)</p> <p>第1条 乙は、この契約について、仕様書及び図面等（以下「仕様書等」という。）に基づいて履行するものとし、履行に要する費用はすべて乙の負担とする。</p> <p>2 乙は、この契約について仕様書等に明示されていない事項でも、物品の供給上当然必要なものは、甲の職員の指示に従い乙の負担で履行するものとする。</p> <p>3 この契約に基づく発注については、甲の指定する発注者が、別途物品の種類、履行及び数量等必要な事項を指示するものとし、乙は指定期間内にこれを納入しなければならない。</p> <p>4 乙は、履行に当たり充分な損害の発生防止措置を執らなければならない。損害の発生防止に関し、相当の設備をなさず、又は注意を怠ったと認められるときは、その賠償責任は、すべて乙の負担とする。</p> <p>(検査)</p> <p>第2条 乙は、指示された物品の納入が完了したときは、直ちにその旨届け出て、甲の定める検査を受けるものとする。</p> <p><b><u>(追加)</u></b></p>

新	旧
<p><u>りでない。</u></p> <p><u>4 第1項及び第2項の規定は、甲による損害賠償請求及び第7条第1項による解除権の行使を妨げない。</u></p> <p>(請求及び支払い)</p> <p>第4条 発注した物品の代金は、毎月初日から末日までに納入した1箇月分について検査完了後、乙は甲に請求する。ただし、仕様書等において別に定めた場合は、この限りでない。</p> <p>2 甲は乙から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に甲の指定する金融機関において、当該請求額を支払うものとする。</p> <p>(遅延違約金)</p> <p>第5条 乙は、指定期日までに履行を完了しないときは、遅延日数に応じ、契約金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額(閏年も365日として計算する)を違約金として、甲に納付するものとする。ただし、その違約金の額に100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。</p> <p>(変更等)</p> <p>第6条 甲が、必要があると認めたときは、乙と協議のうえ契約又は指示事項の全部若しくは一部を変更し、又は解除することができる。</p> <p><u>2 前項の規定は、甲が第3条に基づく契約不適合責任の追及として、履行の追完の請求、代金減額の請求、損害賠償の請求又は解除権の行使を行う場合は、適用しない。</u></p> <p>(甲による契約解除)</p> <p>第7条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は契約を解除することができる。</p> <p>(1) 契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するとき。</p> <p>(3) 前2号のほか、この契約条項に違反したとき。</p>	<p>(請求及び支払い)</p> <p>第3条 発注した物品の代金は、毎月初日から末日までに納入した1箇月分について検査完了後、乙は甲に請求する。ただし、仕様書等において別に定めた場合は、この限りでない。</p> <p>2 甲は乙から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に甲の指定する金融機関において、当該請求額を支払うものとする。</p> <p>(遅延違約金)</p> <p>第4条 乙は、指定期日までに履行を完了しないときは、遅延日数に応じ、契約金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額(閏年も365日として計算する)を違約金として、甲に納付するものとする。ただし、その違約金の額に100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。</p> <p>(変更等)</p> <p>第5条 甲が、必要があると認めたときは、乙と協議のうえ契約又は指示事項の全部若しくは一部を変更し、又は解除することができる。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(甲による契約解除)</p> <p>第6条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は契約を解除することができる。</p> <p>(1) 契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するとき。</p> <p>(3) 前2号のほか、この契約条項に違反したとき。</p>

新	旧
<p>2 前項の規定により契約を解除したときは、乙は、発注金額のうち未履行分の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、乙の申出に正当な理由があると甲が認めるときは、甲はこの規定を適用しないことができる。</p>	<p>2 前項の規定により契約を解除したときは、乙は、発注金額のうち未履行分の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、乙の申出に正当な理由があると甲が認めるときは、甲はこの規定を適用しないことができる。</p>
<p>(損害賠償)</p>	<p>(損害賠償)</p>
<p>第8条 前条第1項の規定による契約解除により、甲が同条第2項の規定による金額を超えて損害を受けたときは、同項の金額に当該超過損害額の全部又は一部を加算して乙に対して損害賠償を請求できるものとする。</p>	<p>第7条 前条第1項の規定による契約解除により、甲が同条第2項の規定による金額を超えて損害を受けたときは、同項の金額に当該超過損害額の全部又は一部を加算して乙に対して損害賠償を請求できるものとする。</p>
<p>2 この契約の履行に関し、第三者に対して損害を及ぼしたときは、乙がその賠償の責任を負う。ただし、その損害が天災その他不可抗力によるときは、甲乙協議してその賠償の責任を定めるものとする。</p>	<p>2 この契約の履行に関し、第三者に対して損害を及ぼしたときは、乙がその賠償の責任を負う。ただし、その損害が天災その他不可抗力によるときは、甲乙協議してその賠償の責任を定めるものとする。</p>
<p>(相殺)</p>	<p>(相殺)</p>
<p>第9条 甲は、この契約において、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙に支払うべき代金と相殺し、なお不足を生じるときは、さらに追徴するものとする。</p>	<p>第8条 甲は、この契約において、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙に支払うべき代金と相殺し、なお不足を生じるときは、さらに追徴するものとする。</p>
<p>(権利義務の譲渡又は担保の禁止)</p>	<p>(権利義務の譲渡又は担保の禁止)</p>
<p>第10条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。</p>	<p>第9条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。</p>
<p>(秘密保持)</p>	<p>(秘密保持)</p>
<p>第11条 乙は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。</p>	<p>第10条 乙は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。</p>
<p>2 乙は、江戸川区個人情報保護条例(平成6年3月江戸川区条例第1号)及び個人情報保護に関する特約条項を遵守しなければならない。</p>	<p>2 乙は、江戸川区個人情報保護条例(平成6年3月江戸川区条例第1号)及び個人情報保護に関する特約条項を遵守しなければならない。</p>
<p>(疑義の協議)</p>	<p>(疑義の協議)</p>
<p>第12条 この契約条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約条項に定めのない事項については、甲乙協議してこれを定める。</p>	<p>第11条 この契約条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約条項に定めのない事項については、甲乙協議してこれを定める。</p>
<p>(法令遵守)</p>	<p>(法令遵守)</p>
<p>第13条 乙は、この契約条項のほか、労働関係諸法令及び江戸川区契約事務規則(昭和39年3月江戸川区規則第3号)を遵守しなければならない。また、契約期間中の最低賃金法による最低賃金の改定によって、この契約の履</p>	<p>第12条 乙は、この契約条項のほか、労働関係諸法令及び江戸川区契約事務規則(昭和39年3月江戸川区規則第3号)を遵守しなければならない。また、契約期間中の最低賃金法による最低賃金の改定によって、この契約の履</p>

新	旧
行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮すること。 消耗品・備品・印刷 / 単価 <b>2020.4</b>	行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮すること。 消耗品・備品・印刷 / 単価 <b>2019.1</b>

新旧対照表

03\_標準契約約款（委託総価）（202004～）

新	旧
<p>（総則）</p> <p>第1条 乙は、この契約について仕様書及び図面等（以下「仕様書」という。）に基づいて、甲の指定期日までに履行を完了しなければならない。</p> <p>2 履行に要する費用はすべて乙の負担とする。また、仕様書等に明示していない事項でも業務の性質上必要な事項は乙の負担で履行しなければならない。</p> <p>3 乙は、履行に当たり充分な損害の発生防止措置を執らなければならない。損害の発生防止に関し、相当の設備をなさず、又は注意を怠ったと認められるときは、その賠償責任は、すべて乙の負担とする。</p> <p>4 乙は、指定期日までに履行を完了することができない理由が発生したときは、その都度遅滞なく、その理由及び影響日数等を明記した書類を甲に届け出なければならない。</p> <p>5 乙は、天災事変その他やむを得ない理由により、指定期日までに履行を完了することができないときは、その理由を明記した書類を添えて、期日延期の願出をすることができる。この場合において、甲はその願出に相当の理由があると認めたときは、これを承認することができる。</p> <p>（監督）</p> <p>第2条 甲は、必要があるときは、甲の職員による立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督することができる。</p> <p>（検査）</p> <p>第3条 乙は、履行が完了したときは、直ちにその旨届け出て、甲の定める検査を受けるものとする。</p> <p>2 甲は、前項の届出があったときは、10日以内に検査を行うものとする。</p> <p>3 検査に合格しないとき、甲は1回に限り、日時を指定して手直しを認めることができる。この場合において、乙は、当該手直しが終了したとき、再び甲に届けて、その検査を受けなければならないものとし、検査に合格したときをもって、履行を完了したものとする。</p>	<p>（総則）</p> <p>第1条 乙は、この契約について仕様書及び図面等（以下「仕様書」という。）に基づいて、甲の指定期日までに履行を完了しなければならない。</p> <p>2 履行に要する費用はすべて乙の負担とする。また、仕様書等に明示していない事項でも業務の性質上必要な事項は乙の負担で履行しなければならない。</p> <p>3 乙は、履行に当たり充分な損害の発生防止措置を執らなければならない。損害の発生防止に関し、相当の設備をなさず、又は注意を怠ったと認められるときは、その賠償責任は、すべて乙の負担とする。</p> <p>4 乙は、指定期日までに履行を完了することができない理由が発生したときは、その都度遅滞なく、その理由及び影響日数等を明記した書類を甲に届け出なければならない。</p> <p>5 乙は、天災事変その他やむを得ない理由により、指定期日までに履行を完了することができないときは、その理由を明記した書類を添えて、期日延期の願出をすることができる。この場合において、甲はその願出に相当の理由があると認めたときは、これを承認することができる。</p> <p>（監督）</p> <p>第2条 甲は、必要があるときは、甲の職員による立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督することができる。</p> <p>（検査）</p> <p>第3条 乙は、履行が完了したときは、直ちにその旨届け出て、甲の定める検査を受けるものとする。</p> <p>2 甲は、前項の届出があったときは、10日以内に検査を行うものとする。</p> <p>3 検査に合格しないとき、甲は1回に限り、日時を指定して手直しを認めることができる。この場合において、乙は、当該手直しが終了したとき、再び甲に届けて、その検査を受けなければならないものとし、検査に合格したときをもって、履行を完了したものとする。</p>

新	旧
<p>4 乙は、甲の指定する日時において、検査に立ち会うものとし、乙が立会いをしないときは、検査の結果について、異議を申し立てることができない。</p>	<p>4 乙は、甲の指定する日時において、検査に立ち会うものとし、乙が立会いをしないときは、検査の結果について、異議を申し立てることができない。</p>
<p>5 乙が手直しに応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができるものとする。ただし、これにより乙に生じた損害について、甲は賠償の責任を負わないものとする。</p>	<p>5 乙が手直しに応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができるものとする。ただし、これにより乙に生じた損害について、甲は賠償の責任を負わないものとする。</p>
<p><b><u>(契約不適合責任)</u></b></p>	<p><b><u>(追加)</u></b></p>
<p><b><u>第4条 引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、甲は乙に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。</u></b></p>	
<p><b><u>2 乙が前項に規定する履行の追完に応じないときは、甲は、乙に対し、契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求し、あるいは、乙の負担で甲自ら履行の追完を行うことができる。甲自ら履行の追完を行う場合において、乙に生じた損害について、甲はその賠償の責任を負わないものとする。</u></b></p>	
<p><b><u>3 前2項の規定は、引き渡しを受けた日から1年以内でなければ請求できない。ただし、契約不適合が乙の故意または重過失による場合は、この限りでない。</u></b></p>	
<p><b><u>4 第1項及び第2項の規定は、甲による損害賠償請求及び第8条第1項による解除権の行使を妨げない。</u></b></p>	
<p>(請求及び支払い)</p>	<p>(請求及び支払い)</p>
<p>第5条 甲は、検査完了後、乙から適法な支払請求書(分割支払を必要とする契約の支払内訳に基づく支払請求書を含む。)を受理した日から30日以内に甲の指定する金融機関において、当該請求額を支払うものとする。</p>	<p>第4条 甲は、検査完了後、乙から適法な支払請求書(分割支払を必要とする契約の支払内訳に基づく支払請求書を含む。)を受理した日から30日以内に甲の指定する金融機関において、当該請求額を支払うものとする。</p>
<p>(遅延違約金)</p>	<p>(遅延違約金)</p>
<p>第6条 乙は、指定期日までに履行を完了しないときは、遅延日数に応じ、契約金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額(閏年も365日として計算する)を違約金として、甲に納付するものとする。ただし、</p>	<p>第5条 乙は、指定期日までに履行を完了しないときは、遅延日数に応じ、契約金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額(閏年も365日として計算する)を違約金として、甲に納付するものとする。ただし、</p>

新	旧
<p>し、その違約金の額に100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。</p> <p>2 第3条第3項の規定による履行を指定した日までに完了しないときは、乙は前項の規定によって違約金を納付するものとする。</p> <p>3 違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数を算入しない。 (変更等)</p> <p>第7条 甲が、必要があると認めるときは、乙と協議のうえ契約の全部若しくは一部を変更し、又は解除することができる。</p> <p>2 前項の規定により契約を解除した場合において履行部分があるときは、甲は、当該履行部分のうち検査に合格した部分に対する契約代金相当額を支払うものとする。</p> <p>3 契約締結後において、天災事変等その他の不測の事件に基づく経済情勢の激変により契約金額が著しく不相当であると認められる場合は、その実情に応じ、甲乙協議のうえ、契約金額を変更することができる。</p> <p><b><u>4 第1項及び第2項の規定は、甲が第4条に基づく契約不適合責任の追及として、履行の追完の請求、代金減額の請求、損害賠償の請求又は解除権の行使を行う場合は、適用しない。</u></b></p> <p>(甲による契約解除)</p> <p>第8条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は契約を解除することができる。</p> <p>(1) 乙の責に帰する事由により期限までに契約を完了しないとき、又は完了の見込みがないとき。</p> <p>(2) 契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するに至ったとき。</p> <p>(4) 前3号のほか、この契約条項に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定により契約を解除したときは、乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、乙の申出に正当な理由があると甲が認めるときは、甲はこの規定を適用しないことができる。</p>	<p>し、その違約金の額に100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。</p> <p>2 第3条第3項の規定による履行を指定した日までに完了しないときは、乙は前項の規定によって違約金を納付するものとする。</p> <p>3 違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数を算入しない。 (変更等)</p> <p>第6条 甲が、必要があると認めるときは、乙と協議のうえ契約の全部若しくは一部を変更し、又は解除することができる。</p> <p>2 前項の規定により契約を解除した場合において履行部分があるときは、甲は、当該履行部分のうち検査に合格した部分に対する契約代金相当額を支払うものとする。</p> <p>3 契約締結後において、天災事変等その他の不測の事件に基づく経済情勢の激変により契約金額が著しく不相当であると認められる場合は、その実情に応じ、甲乙協議のうえ、契約金額を変更することができる。</p> <p><b><u>(追加)</u></b></p> <p>(甲による契約解除)</p> <p>第7条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は契約を解除することができる。</p> <p>(1) 乙の責に帰する事由により期限までに契約を完了しないとき、又は完了の見込みがないとき。</p> <p>(2) 契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するに至ったとき。</p> <p>(4) 前3号のほか、この契約条項に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定により契約を解除したときは、乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、乙の申出に正当な理由があると甲が認めるときは、甲はこの規定を適用しないことができる。</p>

新	旧
<p>(損害賠償)</p> <p>第9条 前条第1項の規定による契約解除により、甲が同条第2項の規定による金額を超えて損害を受けたときは、同項の金額に当該超過損害額の全部又は一部を加算して乙に対して損害賠償を請求できるものとする。</p> <p>2 この契約の履行に関し、第三者に対して損害を及ぼしたときは、乙がその賠償の責任を負う。ただし、その損害が天災その他不可抗力によるときは、甲乙協議してその賠償の責任を定めるものとする。</p> <p>(相殺)</p> <p>第10条 甲は、この契約において、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙に支払うべき代金と相殺し、なお不足を生じるときは、さらに追徴するものとする。</p> <p>(権利義務の譲渡又は担保の禁止)</p> <p>第11条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。</p> <p>(再委託等の禁止)</p> <p>第12条 乙は、この契約について、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。</p> <p>(秘密保持)</p> <p>第13条 乙は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。</p> <p>2 乙は、江戸川区個人情報保護条例(平成6年3月江戸川区条例第1号)及び個人情報保護に関する特約条項を遵守しなければならない。</p> <p>(疑義の協議)</p> <p>第14条 この契約条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約条項に定めのない事項については、甲乙協議してこれを定める。</p> <p>(法令遵守)</p> <p>第15条 乙は、この契約条項のほか、労働関係諸法令及び江戸川区契約事務規則(昭和39年3月江戸川区規則第3号)を遵守しなければならない。また、契約期間中の最低賃金法による最低賃金の改定によって、この契約の履行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮すること。</p>	<p>(損害賠償)</p> <p>第8条 前条第1項の規定による契約解除により、甲が同条第2項の規定による金額を超えて損害を受けたときは、同項の金額に当該超過損害額の全部又は一部を加算して乙に対して損害賠償を請求できるものとする。</p> <p>2 この契約の履行に関し、第三者に対して損害を及ぼしたときは、乙がその賠償の責任を負う。ただし、その損害が天災その他不可抗力によるときは、甲乙協議してその賠償の責任を定めるものとする。</p> <p>(相殺)</p> <p>第9条 甲は、この契約において、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙に支払うべき代金と相殺し、なお不足を生じるときは、さらに追徴するものとする。</p> <p>(権利義務の譲渡又は担保の禁止)</p> <p>第10条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。</p> <p>(再委託等の禁止)</p> <p>第11条 乙は、この契約について、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。</p> <p>(秘密保持)</p> <p>第12条 乙は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。</p> <p>2 乙は、江戸川区個人情報保護条例(平成6年3月江戸川区条例第1号)及び個人情報保護に関する特約条項を遵守しなければならない。</p> <p>(疑義の協議)</p> <p>第13条 この契約条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約条項に定めのない事項については、甲乙協議してこれを定める。</p> <p>(法令遵守)</p> <p>第14条 乙は、この契約条項のほか、労働関係諸法令及び江戸川区契約事務規則(昭和39年3月江戸川区規則第3号)を遵守しなければならない。また、契約期間中の最低賃金法による最低賃金の改定によって、この契約の履行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮すること。</p>

新	旧
委託 / 総価 <u>2020.4</u>	委託 / 総価 <u>2019.1</u>

新旧対照表

04\_標準契約約款（委託単価）（202004～）

新	旧
<p>（総則）</p> <p>第1条 乙は、この契約について、仕様書及び図面等（以下「仕様書等」という。）に基づいて履行するものとし、履行に要する費用はすべて乙の負担とする。</p> <p>2 乙は、この契約について仕様書等に明示されていない事項でも、業務の性質上、当然必要なものについては、甲の職員の指示に従い、乙の負担で履行するものとする。</p> <p>3 この契約に基づく発注については、甲の指定する発注者が、別途履行時期及び数量等必要な事項を指示するものとし、乙は指定期間内にこれを完了しなければならない。</p> <p>4 乙は、履行に当たり充分な損害の発生防止措置を執らなければならない。損害の発生防止に関し、相当の設備をなさず、又は注意を怠ったと認められるときは、その賠償責任は、すべて乙の負担とする。</p> <p>（監督）</p> <p>第2条 甲は、必要があるときは甲の職員による立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督することができる。</p> <p>（検査）</p> <p>第3条 乙は、履行が完了したときは、直ちにその旨届け出て、甲の定める検査を受けるものとする。</p> <p><b>（契約不適合責任）</b></p> <p><b>第4条 引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、甲は乙に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。</b></p> <p><b>2 乙が前項に規定する履行の追完に応じないときは、甲は、乙に対し、契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求し、あるいは、乙の負担で甲自ら履行の追完を行うことができる。甲自ら履行の追完を行う場合において、乙に生じた損害について、甲はその賠償の責任を負わないものとする。</b></p>	<p>（総則）</p> <p>第1条 乙は、この契約について、仕様書及び図面等（以下「仕様書等」という。）に基づいて履行するものとし、履行に要する費用はすべて乙の負担とする。</p> <p>2 乙は、この契約について仕様書等に明示されていない事項でも、業務の性質上、当然必要なものについては、甲の職員の指示に従い、乙の負担で履行するものとする。</p> <p>3 この契約に基づく発注については、甲の指定する発注者が、別途履行時期及び数量等必要な事項を指示するものとし、乙は指定期間内にこれを完了しなければならない。</p> <p>4 乙は、履行に当たり充分な損害の発生防止措置を執らなければならない。損害の発生防止に関し、相当の設備をなさず、又は注意を怠ったと認められるときは、その賠償責任は、すべて乙の負担とする。</p> <p>（監督）</p> <p>第2条 甲は、必要があるときは甲の職員による立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督することができる。</p> <p>（検査）</p> <p>第3条 乙は、履行が完了したときは、直ちにその旨届け出て、甲の定める検査を受けるものとする。</p> <p><b>（追加）</b></p>

新	旧
<p><u>3 前2項の規定は、引き渡しを受けた日から1年以内でなければ請求できない。ただし、契約不適合が乙の故意または重過失による場合は、この限りでない。</u></p>	
<p><u>4 第1項及び第2項の規定は、甲による損害賠償請求及び第8条第1項による解除権の行使を妨げない。</u></p>	
<p>(請求及び支払い) 第5条 発注した業務の代金は、毎月初日から末日までに実施した1箇月について検査完了後、乙は甲に請求する。ただし、仕様書等において別定めた場合は、この限りでない。</p>	<p>(請求及び支払い) 第4条 発注した業務の代金は、毎月初日から末日までに実施した1箇月について検査完了後、乙は甲に請求する。ただし、仕様書等において別定めた場合は、この限りでない。</p>
<p>2 甲は乙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に甲の指定する金融機関において、当該請求額を支払うものとする。</p>	<p>2 甲は乙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に甲の指定する金融機関において、当該請求額を支払うものとする。</p>
<p>(遅延違約金)</p>	<p>(遅延違約金)</p>
<p>第6条 乙は、指定期日までに履行を完了しないときは、延滞日数に応じ、契約金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額(閏年も365日として計算する)を違約金として、甲に納付するものとする。ただし、その違約金の額に100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。</p>	<p>第5条 乙は、指定期日までに履行を完了しないときは、延滞日数に応じ、契約金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額(閏年も365日として計算する)を違約金として、甲に納付するものとする。ただし、その違約金の額に100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。</p>
<p>(変更等)</p>	<p>(変更等)</p>
<p>第7条 甲が、必要があると認めるときは、乙と協議のうえ契約又は指示事項の全部若しくは一部を変更し、又は解除することができる。</p>	<p>第6条 甲が、必要があると認めるときは、乙と協議のうえ契約又は指示事項の全部若しくは一部を変更し、又は解除することができる。</p>
<p><u>2 前項の規定は、甲が第4条に基づく契約不適合責任の追及として、履行の追完の請求、代金減額の請求、損害賠償の請求又は解除権の行使を行う場合は、適用しない。</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>
<p>(甲による契約解除)</p>	<p>(甲による契約解除)</p>
<p>第8条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は契約を解除することができる。</p>	<p>第7条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は契約を解除することができる。</p>
<p>(1) 乙の責に帰する事由により期限までに契約又は指示事項を完了しないとき、又は完了の見込みがないと認めるとき。</p>	<p>(1) 乙の責に帰する事由により期限までに契約又は指示事項を完了しないとき、又は完了の見込みがないと認めるとき。</p>

新	旧
<p>(2) 契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するに至ったとき。</p> <p>(4) 前3号のほか、この契約条項に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定により契約を解除したときは、乙は、発注金額のうち未履行分の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、乙の申出に正当な理由があると甲が認めるときは、甲はこの規定を適用しないことができる。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第9条 前条第1項の規定による契約解除により、甲が同条第2項の規定による金額を超えて損害を受けたときは、同項の金額に当該超過損害額の全部又は一部を加算して乙に対して損害賠償を請求できるものとする。</p> <p>2 この契約の履行に関し、第三者に対して損害を及ぼしたときは、乙がその賠償の責任を負う。ただし、その損害が天災その他不可抗力によるときは、甲乙協議してその賠償の責任を定めるものとする。</p> <p>(相殺)</p> <p>第10条 甲は、この契約において、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙に支払うべき代金と相殺し、なお不足を生じるときは、さらに追徴するものとする。</p> <p>(権利義務の譲渡又は担保の禁止)</p> <p>第11条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。</p> <p>(再委託等の禁止)</p> <p>第12条 乙は、この契約について、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。</p> <p>(秘密保持)</p> <p>第13条 乙は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。</p> <p>2 乙は、江戸川区個人情報保護条例(平成6年3月江戸川区条例第1号)及び個人情報保護に関する特約条項を遵守しなければならない。</p>	<p>(2) 契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するに至ったとき。</p> <p>(4) 前3号のほか、この契約条項に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定により契約を解除したときは、乙は、発注金額のうち未履行分の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、乙の申出に正当な理由があると甲が認めるときは、甲はこの規定を適用しないことができる。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第8条 前条第1項の規定による契約解除により、甲が同条第2項の規定による金額を超えて損害を受けたときは、同項の金額に当該超過損害額の全部又は一部を加算して乙に対して損害賠償を請求できるものとする。</p> <p>2 この契約の履行に関し、第三者に対して損害を及ぼしたときは、乙がその賠償の責任を負う。ただし、その損害が天災その他不可抗力によるときは、甲乙協議してその賠償の責任を定めるものとする。</p> <p>(相殺)</p> <p>第9条 甲は、この契約において、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙に支払うべき代金と相殺し、なお不足を生じるときは、さらに追徴するものとする。</p> <p>(権利義務の譲渡又は担保の禁止)</p> <p>第10条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。</p> <p>(再委託等の禁止)</p> <p>第11条 乙は、この契約について、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。</p> <p>(秘密保持)</p> <p>第12条 乙は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。</p> <p>2 乙は、江戸川区個人情報保護条例(平成6年3月江戸川区条例第1号)及び個人情報保護に関する特約条項を遵守しなければならない。</p>

新	旧
<p>(疑義の協議)</p> <p>第14条 この契約条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約条項に定めのない事項については、甲乙協議してこれを定める。</p> <p>(法令遵守)</p> <p>第15条 乙は、この契約条項のほか、労働関係諸法令及び江戸川区契約事務規則（昭和39年3月江戸川区規則第3号）を遵守しなければならない。また、契約期間中の最低賃金法による最低賃金の改定によって、この契約の履行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮すること。</p> <p>委託 / 単価 <u>2020.4</u></p>	<p>(疑義の協議)</p> <p>第13条 この契約条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約条項に定めのない事項については、甲乙協議してこれを定める。</p> <p>(法令遵守)</p> <p>第14条 乙は、この契約条項のほか、労働関係諸法令及び江戸川区契約事務規則（昭和39年3月江戸川区規則第3号）を遵守しなければならない。また、契約期間中の最低賃金法による最低賃金の改定によって、この契約の履行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮すること。</p> <p>委託 / 単価 <u>2019.1</u></p>

新旧対照表

05\_標準契約約款（賃貸借総価）(202004～)

新	旧
<p>(総則)</p> <p>第1条 乙は、賃貸借物件について仕様書及び図面等（以下「仕様書等」という。）に基づいて、賃貸借期間の初日から使用できる状態にして、甲に引き渡さなければならない。</p> <p>2 乙は、この賃貸借について仕様書等に明示していない事項でも、賃貸借の性質上、当然必要なものについては、甲の職員の指示に従い、乙の負担で履行するものとする。</p> <p>3 乙は、賃貸借について十分な損害防止措置を執らなければならない。損害発生防止に関し相当の設備をなさず、又は注意を怠ったと認められるときは、その賠償責任は、すべて乙の負担とする。</p> <p>(監督)</p> <p>第2条 甲は、必要があるときは甲の職員による立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督することができる。</p> <p>(物件の引渡し及び検査)</p> <p>第3条 乙は、賃貸借物件の引渡しを行うときは、直ちに届け出て甲の定める検査を受けなければならない。</p> <p>2 乙は、検査に合格したときをもって、甲に賃貸借物件の引渡しを完了したものとする。</p> <p>3 賃貸借物件の引渡し完了前に生じた、き損その他の乙の損害については、甲はその責任を負わないものとする。</p> <p>4 乙は、期限までに賃貸借物件の引渡しを完了することができない理由が発生したときは、直ちにその理由、日数及び引渡し完了予定日時その他甲が必要と認める事項を明記し、甲に通知しなければならない。</p> <p>5 乙は、その責に帰する事由により期限までに賃貸借物件の引渡しを完了することができなくなったときは、前項の規定に準じて甲に通知しなければならない。この場合において、乙は延滞日数に応じ、契約金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定</p>	<p>(総則)</p> <p>第1条 乙は、賃貸借物件について仕様書及び図面等（以下「仕様書等」という。）に基づいて、賃貸借期間の初日から使用できる状態にして、甲に引き渡さなければならない。</p> <p>2 乙は、この賃貸借について仕様書等に明示していない事項でも、賃貸借の性質上、当然必要なものについては、甲の職員の指示に従い、乙の負担で履行するものとする。</p> <p>3 乙は、賃貸借について十分な損害防止措置を執らなければならない。損害発生防止に関し相当の設備をなさず、又は注意を怠ったと認められるときは、その賠償責任は、すべて乙の負担とする。</p> <p>(監督)</p> <p>第2条 甲は、必要があるときは甲の職員による立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督することができる。</p> <p>(物件の引渡し及び検査)</p> <p>第3条 乙は、賃貸借物件の引渡しを行うときは、直ちに届け出て甲の定める検査を受けなければならない。</p> <p>2 乙は、検査に合格したときをもって、甲に賃貸借物件の引渡しを完了したものとする。</p> <p>3 賃貸借物件の引渡し完了前に生じた、き損その他の乙の損害については、甲はその責任を負わないものとする。</p> <p>4 乙は、期限までに賃貸借物件の引渡しを完了することができない理由が発生したときは、直ちにその理由、日数及び引渡し完了予定日時その他甲が必要と認める事項を明記し、甲に通知しなければならない。</p> <p>5 乙は、その責に帰する事由により期限までに賃貸借物件の引渡しを完了することができなくなったときは、前項の規定に準じて甲に通知しなければならない。この場合において、乙は延滞日数に応じ、契約金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定</p>

新	旧
<p>に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額( 閏年も365日として計算する ) を違約金として、甲に納付するものとする。ただし、その違約金の額に100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。</p>	<p>に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額( 閏年も365日として計算する ) を違約金として、甲に納付するものとする。ただし、その違約金の額に100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。</p>
<p>6 乙は、天災事変その他やむを得ない理由により、期限までに賃貸借物件の引渡しを完了することができないときは、その理由を明記した書類を添えて、引渡し期限延長の願出をすることができる。この場合において、甲はその願出に相当の理由があると認めるときは、これを承認することができる。</p>	<p>6 乙は、天災事変その他やむを得ない理由により、期限までに賃貸借物件の引渡しを完了することができないときは、その理由を明記した書類を添えて、引渡し期限延長の願出をすることができる。この場合において、甲はその願出に相当の理由があると認めるときは、これを承認することができる。</p>
<p>7 前3項の規定に該当する事態が生じた場合は、乙の負担において甲の事務遂行上支障がないように万全の措置を執らなければならない。</p>	<p>7 前3項の規定に該当する事態が生じた場合は、乙の負担において甲の事務遂行上支障がないように万全の措置を執らなければならない。</p>
<p>8 乙は、賃貸借物件の引渡し及び契約が終了したときの撤去に要する費用について、その全部を負担するものとする。</p>	<p>8 乙は、賃貸借物件の引渡し及び契約が終了したときの撤去に要する費用について、その全部を負担するものとする。</p>
<p><u>( 契約不適合責任 )</u></p>	<p><u>( 追加 )</u></p>
<p><u>第4条 引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの( 以下「契約不適合」という。 ) であるときは、甲は乙に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。</u></p>	
<p><u>2 乙が前項に規定する履行の追完に応じないときは、甲は、乙に対し、契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求し、あるいは、乙の負担で甲自ら履行の追完を行うことができる。甲自ら履行の追完を行う場合において、乙に生じた損害について、甲はその賠償の責任を負わないものとする。</u></p>	
<p><u>3 前2項の規定は、引き渡しを受けた日から1年以内でなければ請求できない。ただし、契約不適合が乙の故意または重過失による場合は、この限りでない。</u></p>	
<p><u>4 第1項及び第2項の規定は、甲による損害賠償請求及び第7条第1項による解除権の行使を妨げない。</u></p>	
<p>( 請求及び支払い )</p>	<p>( 請求及び支払い )</p>
<p>第5条 賃貸借料の支払いは、乙から適法な支払請求書( 分割支払いを必要とする契約の支払内訳に基づく支払請求書を含む。 ) を受理した日から30日以内に甲は、その指定する金融機関において、当該請求額を支払うものと</p>	<p>第4条 賃貸借料の支払いは、乙から適法な支払請求書( 分割支払いを必要とする契約の支払内訳に基づく支払請求書を含む。 ) を受理した日から30日以内に甲は、その指定する金融機関において、当該請求額を支払うものと</p>

新	旧
<p>する。</p> <p>(変更等)</p> <p>第6条 甲が、必要があると認めるときは、乙と協議のうえ契約の全部若しくは一部を変更し、又は解除することができる。</p> <p><b>2 前項の規定は、甲が第4条に基づく契約不適合責任の追及として、履行の追完の請求、代金減額の請求、損害賠償の請求又は解除権の行使を行う場合は、適用しない。</b></p> <p>(甲の解除)</p> <p>第7条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は契約を解除することができる。</p> <p>(1) 期限までに契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認めるとき。</p> <p>(2) 契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するに至ったとき。</p> <p>(4) 前3号のほか、この契約条項に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定により契約を解除したときは、乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、乙の申出に正当な理由があると甲が認めるときは、甲はこの規定を適用しないことができる。</p> <p>3 天災その他の不可抗力により賃貸借物件が使用不能となり、かつ、回復が不能となったときは、甲は直ちにその旨を乙に通知するものとし、その通知に合わせ本契約を解除するものとする。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第8条 前条第1項の規定による契約解除により、甲が同条第2項の規定による金額を超えて損害を受けたときは、同項の金額に当該超過損害額の全部又は一部を加算して乙に対して損害賠償を請求できるものとする。</p> <p>2 この契約の履行に関し、第三者に対して損害を及ぼしたときは、乙がその賠償の責任を負う。ただし、その損害が天災その他不可抗力によるときは、甲乙協議してその賠償の責任を定めるものとする。</p>	<p>する。</p> <p>(変更等)</p> <p>第5条 甲が、必要があると認めるときは、乙と協議のうえ契約の全部若しくは一部を変更し、又は解除することができる。</p> <p><b>(追加)</b></p> <p>(甲の解除)</p> <p>第6条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は契約を解除することができる。</p> <p>(1) 期限までに契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認めるとき。</p> <p>(2) 契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するに至ったとき。</p> <p>(4) 前3号のほか、この契約条項に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定により契約を解除したときは、乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、乙の申出に正当な理由があると甲が認めるときは、甲はこの規定を適用しないことができる。</p> <p>3 天災その他の不可抗力により賃貸借物件が使用不能となり、かつ、回復が不能となったときは、甲は直ちにその旨を乙に通知するものとし、その通知に合わせ本契約を解除するものとする。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第7条 前条第1項の規定による契約解除により、甲が同条第2項の規定による金額を超えて損害を受けたときは、同項の金額に当該超過損害額の全部又は一部を加算して乙に対して損害賠償を請求できるものとする。</p> <p>2 この契約の履行に関し、第三者に対して損害を及ぼしたときは、乙がその賠償の責任を負う。ただし、その損害が天災その他不可抗力によるときは、甲乙協議してその賠償の責任を定めるものとする。</p>

新	旧
<p>(物件の返還)</p> <p>第9条 本契約が終了した場合は、甲は賃貸借物件を乙に返還しなければならない。</p> <p>2 乙は、前項の規定により甲が賃貸借物件を返還するときは、甲乙協議のうえ定めた期間内にこれを撤去しなければならない。</p> <p>(相殺)</p> <p>第10条 甲は、この契約において、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙に支払うべき代金と相殺し、なお不足を生じるときは、さらに追徴するものとする。</p> <p>(権利義務の譲渡又は担保の禁止)</p> <p>第11条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。</p> <p>(秘密保持)</p> <p>第12条 乙は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。</p> <p>2 乙は、江戸川区個人情報保護条例(平成6年3月江戸川区条例第1号)及び個人情報保護に関する特約条項を遵守しなければならない。</p> <p>(疑義の協議)</p> <p>第13条 この契約条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約条項に定めのない事項については、甲乙協議してこれを定める。</p> <p>(法令遵守)</p> <p>第14条 乙は、この契約条項のほか、労働関係諸法令及び江戸川区契約事務規則(昭和39年3月江戸川区規則第3号)を遵守しなければならない。また、契約期間中の最低賃金法による最低賃金の改定によって、この契約の履行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮すること。</p> <p>賃貸借 / 総価 <a href="#">2020.4</a></p>	<p>(物件の返還)</p> <p>第8条 本契約が終了した場合は、甲は賃貸借物件を乙に返還しなければならない。</p> <p>2 乙は、前項の規定により甲が賃貸借物件を返還するときは、甲乙協議のうえ定めた期間内にこれを撤去しなければならない。</p> <p>(相殺)</p> <p>第9条 甲は、この契約において、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙に支払うべき代金と相殺し、なお不足を生じるときは、さらに追徴するものとする。</p> <p>(権利義務の譲渡又は担保の禁止)</p> <p>第10条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。</p> <p>(秘密保持)</p> <p>第11条 乙は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。</p> <p>2 乙は、江戸川区個人情報保護条例(平成6年3月江戸川区条例第1号)及び個人情報保護に関する特約条項を遵守しなければならない。</p> <p>(疑義の協議)</p> <p>第12条 この契約条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約条項に定めのない事項については、甲乙協議してこれを定める。</p> <p>(法令遵守)</p> <p>第13条 乙は、この契約条項のほか、労働関係諸法令及び江戸川区契約事務規則(昭和39年3月江戸川区規則第3号)を遵守しなければならない。また、契約期間中の最低賃金法による最低賃金の改定によって、この契約の履行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮すること。</p> <p>賃貸借 / 総価 <a href="#">2019.1</a></p>

新旧対照表

06\_標準契約約款（賃貸借単価）（202004～）

新	旧
<p>（総則）</p> <p>第1条 乙は、この契約について、仕様書及び図面等（以下「仕様書等」という。）に基づいて履行するものとし、履行に要する費用はすべて乙の負担とする。</p> <p>2 乙は、この賃貸借について仕様書等に明示されていない事項でも、賃貸借の性質上、当然必要なものについては、甲の職員の指示に従い、乙の負担で履行するものとする。</p> <p>3 この契約に基づく発注については、甲の指定する発注者が、別途履行時期及び数量等必要な事項を指示するものとし、乙は指定期間内にこれを完了しなければならない。</p> <p>4 乙は、賃貸借について十分な損害の発生防止措置を執らなければならない。損害の発生防止に関し、相当の設備をなさず、又は注意を怠ったと認められるときは、その賠償責任は、すべて乙の負担とする。</p> <p>（監督）</p> <p>第2条 甲は、必要があるときは甲の職員による立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督することができる。</p> <p>（検査）</p> <p>第3条 乙は、履行が完了したときは、直ちにその旨届け出て、甲の定める検査を受けるものとする。</p> <p><b>（契約不適合責任）</b></p> <p><b>第4条 引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、甲は乙に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。</b></p> <p><b>2 乙が前項に規定する履行の追完に応じないときは、甲は、乙に対し、契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求し、あるいは、乙の負担で甲自ら履行の追完を行うことができる。甲自ら履行の追完を行う場合において、乙に生じた損害について、甲はその賠償の責任を負わないものとする。</b></p>	<p>（総則）</p> <p>第1条 乙は、この契約について、仕様書及び図面等（以下「仕様書等」という。）に基づいて履行するものとし、履行に要する費用はすべて乙の負担とする。</p> <p>2 乙は、この賃貸借について仕様書等に明示されていない事項でも、賃貸借の性質上、当然必要なものについては、甲の職員の指示に従い、乙の負担で履行するものとする。</p> <p>3 この契約に基づく発注については、甲の指定する発注者が、別途履行時期及び数量等必要な事項を指示するものとし、乙は指定期間内にこれを完了しなければならない。</p> <p>4 乙は、賃貸借について十分な損害の発生防止措置を執らなければならない。損害の発生防止に関し、相当の設備をなさず、又は注意を怠ったと認められるときは、その賠償責任は、すべて乙の負担とする。</p> <p>（監督）</p> <p>第2条 甲は、必要があるときは甲の職員による立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督することができる。</p> <p>（検査）</p> <p>第3条 乙は、履行が完了したときは、直ちにその旨届け出て、甲の定める検査を受けるものとする。</p> <p><b>（追加）</b></p>

新	旧
<p><u>3 前2項の規定は、引き渡しを受けた日から1年以内でなければ請求できない。ただし、契約不適合が乙の故意または重過失による場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>4 第1項及び第2項の規定は、甲による損害賠償請求及び第8条第1項による解除権の行使を妨げない。</u></p> <p>(請求及び支払い)</p> <p>第5条 発注した賃貸借料の代金は、毎月初日から末日までに借上げた1箇月について検査完了後、乙は甲に請求する。ただし、仕様書等において別に定めた場合は、この限りでない。</p> <p>2 甲は乙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に甲の指定する金融機関において、当該請求額を支払うものとする。</p> <p>(遅延違約金)</p> <p>第6条 乙は、指定期日までに履行を完了しないときは、延滞日数に応じ、契約金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額(閏年も365日として計算する)を違約金として、甲に納付するものとする。ただし、その違約金の額に100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。</p> <p>(変更等)</p> <p>第7条 甲が、必要があると認めるときは、乙と協議のうえ契約又は指示事項の全部若しくは一部を変更し、又は解除することができる。</p> <p><u>2 前項の規定は、甲が第4条に基づく契約不適合責任の追及として、履行の追完の請求、代金減額の請求、損害賠償の請求又は解除権の行使を行う場合は、適用しない。</u></p> <p>(甲による契約解除)</p> <p>第8条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は契約を解除することができる。</p> <p>(1) 乙の責に帰する事由により期限までに契約又は指示事項を完了しないとき、又は完了の見込みがないと認めるとき。</p>	<p>(請求及び支払い)</p> <p>第4条 発注した賃貸借料の代金は、毎月初日から末日までに借上げた1箇月について検査完了後、乙は甲に請求する。ただし、仕様書等において別に定めた場合は、この限りでない。</p> <p>2 甲は乙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に甲の指定する金融機関において、当該請求額を支払うものとする。</p> <p>(遅延違約金)</p> <p>第5条 乙は、指定期日までに履行を完了しないときは、延滞日数に応じ、契約金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額(閏年も365日として計算する)を違約金として、甲に納付するものとする。ただし、その違約金の額に100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。</p> <p>(変更等)</p> <p>第6条 甲が、必要があると認めるときは、乙と協議のうえ契約又は指示事項の全部若しくは一部を変更し、又は解除することができる。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(甲による契約解除)</p> <p>第7条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は契約を解除することができる。</p> <p>(1) 乙の責に帰する事由により期限までに契約又は指示事項を完了しないとき、又は完了の見込みがないと認めるとき。</p>

新	旧
<p>(2) 契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するとき。</p> <p>(4) 前3号のほか、この契約条項に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定により契約を解除したときは、乙は、発注金額のうち未履行分の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、乙の申出に正当な理由があると甲が認めるときは、甲はこの規定を適用しないことができる。</p> <p>3 天災その他の不可抗力により賃貸借物件が使用不能となり、かつ、回復が不能となったときは、甲は直ちにその旨を乙に通知し、同時に本契約を解除する。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第9条 前条第1項の規定による契約解除により、甲が同条第2項の規定による金額を超えて損害を受けたときは、同項の金額に当該超過損害額の全部又は一部を加算して乙に対して損害賠償を請求できるものとする。</p> <p>2 この契約の履行に関し、第三者に対して損害を及ぼしたときは、乙がその賠償の責任を負う。ただし、その損害が天災その他不可抗力によるときは、甲乙協議してその賠償の責任を定めるものとする。</p> <p>(相殺)</p> <p>第10条 甲は、この契約において、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙に支払うべき代金と相殺し、なお不足を生じるときは、さらに追徴するものとする。</p> <p>(権利義務の譲渡又は担保の禁止)</p> <p>第11条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。</p> <p>(秘密保持)</p> <p>第12条 乙は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。</p> <p>2 乙は、江戸川区個人情報保護条例(平成6年3月江戸川区条例第1号)及び個人情報保護に関する特約条項を遵守しなければならない。</p>	<p>(2) 契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するとき。</p> <p>(4) 前3号のほか、この契約条項に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定により契約を解除したときは、乙は、発注金額のうち未履行分の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、乙の申出に正当な理由があると甲が認めるときは、甲はこの規定を適用しないことができる。</p> <p>3 天災その他の不可抗力により賃貸借物件が使用不能となり、かつ、回復が不能となったときは、甲は直ちにその旨を乙に通知し、同時に本契約を解除する。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第8条 前条第1項の規定による契約解除により、甲が同条第2項の規定による金額を超えて損害を受けたときは、同項の金額に当該超過損害額の全部又は一部を加算して乙に対して損害賠償を請求できるものとする。</p> <p>2 この契約の履行に関し、第三者に対して損害を及ぼしたときは、乙がその賠償の責任を負う。ただし、その損害が天災その他不可抗力によるときは、甲乙協議してその賠償の責任を定めるものとする。</p> <p>(相殺)</p> <p>第9条 甲は、この契約において、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙に支払うべき代金と相殺し、なお不足を生じるときは、さらに追徴するものとする。</p> <p>(権利義務の譲渡又は担保の禁止)</p> <p>第10条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。</p> <p>(秘密保持)</p> <p>第11条 乙は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。</p> <p>2 乙は、江戸川区個人情報保護条例(平成6年3月江戸川区条例第1号)及び個人情報保護に関する特約条項を遵守しなければならない。</p>

新	旧
<p>(疑義の協議)</p> <p>第13条 この契約条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約条項に定めのない事項については、甲乙協議してこれを定める。</p> <p>(法令遵守)</p> <p>第14条 乙は、この契約条項のほか、労働関係諸法令及び江戸川区契約事務規則（昭和39年3月江戸川区規則第3号）を遵守しなければならない。また、契約期間中の最低賃金法による最低賃金の改定によって、この契約の履行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮すること。</p> <p>賃貸借 / 単価 <u>2020.4</u></p>	<p>(疑義の協議)</p> <p>第12条 この契約条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約条項に定めのない事項については、甲乙協議してこれを定める。</p> <p>(法令遵守)</p> <p>第13条 乙は、この契約条項のほか、労働関係諸法令及び江戸川区契約事務規則（昭和39年3月江戸川区規則第3号）を遵守しなければならない。また、契約期間中の最低賃金法による最低賃金の改定によって、この契約の履行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮すること。</p> <p>賃貸借 / 単価 <u>2019.1</u></p>

新旧対照表

07\_標準契約約款（修繕総価）（202004～）

新	旧
<p>（総則）</p> <p>第1条 乙は、この契約について仕様書及び図面等（以下「仕様書等」という。）に基づいて、甲の指定期日までに履行を完了しなければならない。</p> <p>2 履行に要する費用はすべて乙の負担とする。また、仕様書等に明示していない事項でも業務の性質上必要な事項は乙の負担で履行しなければならない。</p> <p>3 乙は、履行に当たり充分な損害の発生防止措置を執らなければならない。損害の発生防止に関し、相当の設備をなさず、又は注意を怠ったと認められるときは、その賠償責任は、すべて乙の負担とする。</p> <p>4 乙は、指定期日に履行を完了することができない理由が発生したときは、その都度遅滞なく、その理由及び影響日数等を明記した書類を甲に届け出なければならない。</p> <p>5 乙は、天災事変その他やむを得ない理由により、指定期日までに履行を完了することができないときは、その理由を明記した書類を添えて、期日延期の願出をすることができる。この場合において、甲はその願出に相当の理由があると認めたときは、これを承認することができる。</p> <p>（監督）</p> <p>第2条 甲は、必要があるときは、甲の職員による立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督することができる。</p> <p>（検査）</p> <p>第3条 乙は、履行が完了したときは、直ちに届け出て甲の定める検査を受けるものとする。</p> <p>2 甲は、前項の届け出があったときは、10日以内に検査を行うものとする。</p> <p>3 検査に合格しないとき、甲は1回に限り日時を指定して、手直しを認めることができる。この場合において、乙は、当該手直しが終了したとき、再び甲に届けて、その検査を受けなければならないものとし、検査に合格し</p>	<p>（総則）</p> <p>第1条 乙は、この契約について仕様書及び図面等（以下「仕様書等」という。）に基づいて、甲の指定期日までに履行を完了しなければならない。</p> <p>2 履行に要する費用はすべて乙の負担とする。また、仕様書等に明示していない事項でも業務の性質上必要な事項は乙の負担で履行しなければならない。</p> <p>3 乙は、履行に当たり充分な損害の発生防止措置を執らなければならない。損害の発生防止に関し、相当の設備をなさず、又は注意を怠ったと認められるときは、その賠償責任は、すべて乙の負担とする。</p> <p>4 乙は、指定期日に履行を完了することができない理由が発生したときは、その都度遅滞なく、その理由及び影響日数等を明記した書類を甲に届け出なければならない。</p> <p>5 乙は、天災事変その他やむを得ない理由により、指定期日までに履行を完了することができないときは、その理由を明記した書類を添えて、期日延期の願出をすることができる。この場合において、甲はその願出に相当の理由があると認めたときは、これを承認することができる。</p> <p>（監督）</p> <p>第2条 甲は、必要があるときは、甲の職員による立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督することができる。</p> <p>（検査）</p> <p>第3条 乙は、履行が完了したときは、直ちに届け出て甲の定める検査を受けるものとする。</p> <p>2 甲は、前項の届け出があったときは、10日以内に検査を行うものとする。</p> <p>3 検査に合格しないとき、甲は1回に限り日時を指定して、手直しを認めることができる。この場合において、乙は、当該手直しが終了したとき、再び甲に届けて、その検査を受けなければならないものとし、検査に合格し</p>

新	旧
<p>たときをもって、履行を完了したものとする。</p>	<p>たときをもって、履行を完了したものとする。</p>
<p>4 乙は、甲の指定する日時において、検査に立ち会うものとし、乙が立会いをしないときは、検査の結果について、異議を申し立てることができない。</p>	<p>4 乙は、甲の指定する日時において、検査に立ち会うものとし、乙が立会いをしないときは、検査の結果について、異議を申し立てることができない。</p>
<p>5 乙が手直しに応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができるものとする。ただし、これにより乙に生じた損害について、甲は賠償の責任を負わないものとする。</p>	<p>5 乙が手直しに応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができるものとする。ただし、これにより乙に生じた損害について、甲は賠償の責任を負わないものとする。</p>
<p><u>(契約不適合責任)</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>
<p><u>第4条 引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、甲は乙に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。</u></p>	
<p><u>2 乙が前項に規定する履行の追完に応じないときは、甲は、乙に対し、契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求し、あるいは、乙の負担で甲自ら履行の追完を行うことができる。甲自ら履行の追完を行う場合において、乙に生じた損害について、甲はその賠償の責任を負わないものとする。</u></p>	
<p><u>3 前2項の規定は、引き渡しを受けた日から1年以内でなければ請求できない。ただし、契約不適合が乙の故意または重過失による場合は、この限りでない。</u></p>	
<p><u>4 第1項及び第2項の規定は、甲による損害賠償請求及び第8条第1項による解除権の行使を妨げない。</u></p>	
<p>(請求及び支払い)</p>	<p>(請求及び支払い)</p>
<p>第5条 甲は、検査完了後、乙から適法な支払請求書(分割支払いを必要とする契約の支払内訳に基づく支払請求書を含む。)を受理した日から30日以内に甲の指定する金融機関において、当該請求額を支払うものとする。</p>	<p>第4条 甲は、検査完了後、乙から適法な支払請求書(分割支払いを必要とする契約の支払内訳に基づく支払請求書を含む。)を受理した日から30日以内に甲の指定する金融機関において、当該請求額を支払うものとする。</p>
<p>(遅延違約金)</p>	<p>(遅延違約金)</p>
<p>第6条 乙は、指定期日までに履行を完了しないときは、延滞日数に応じ、契約金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額(閏</p>	<p>第5条 乙は、指定期日までに履行を完了しないときは、延滞日数に応じ、契約金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額(閏</p>

新	旧
<p>年も365日として計算する)を違約金として、甲に納付するものとする。ただし、その違約金の額に100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。</p> <p>2 第3条第3項の規定による履行を指定した日までに完了しないときは、乙は前項の規定によって違約金を納付するものとする。</p> <p>3 違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数を算入しない。 (変更等)</p> <p>第7条 甲が、必要があると認めるときは、乙と協議のうえ契約の全部若しくは一部を変更し、又は解除することができる。</p> <p>2 前項の規定により契約を解除した場合において履行部分があるときは、甲は、当該履行部分のうち検査に合格した部分に対する契約代金相当額を支払うものとする。</p> <p>3 契約締結後において、天災事変等その他の不測の事件に基づく経済情勢の激変により契約金額が著しく不相当であると認められる場合は、その実情に応じ、甲乙協議のうえ、契約金額を変更することができる。</p> <p><b>4 第1項及び第2項の規定は、甲が第4条に基づく契約不適合責任の追及として、履行の追完の請求、代金減額の請求、損害賠償の請求又は解除権の行使を行う場合は、適用しない。</b></p> <p>(甲による契約解除)</p> <p>第8条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は契約を解除することができる。</p> <p>(1) 乙の責に帰する事由により期限までに契約を完了しないとき、又は完了の見込みがないとき。</p> <p>(2) 契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するとき。</p> <p>(4) 前3号のほか、この契約条項に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定により契約を解除したときは、乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、乙の申出に正当な理由が</p>	<p>年も365日として計算する)を違約金として、甲に納付するものとする。ただし、その違約金の額に100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。</p> <p>2 第3条第3項の規定による履行を指定した日までに完了しないときは、乙は前項の規定によって違約金を納付するものとする。</p> <p>3 違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数を算入しない。 (変更等)</p> <p>第6条 甲が、必要があると認めるときは、乙と協議のうえ契約の全部若しくは一部を変更し、又は解除することができる。</p> <p>2 前項の規定により契約を解除した場合において履行部分があるときは、甲は、当該履行部分のうち検査に合格した部分に対する契約代金相当額を支払うものとする。</p> <p>3 契約締結後において、天災事変等その他の不測の事件に基づく経済情勢の激変により契約金額が著しく不相当であると認められる場合は、その実情に応じ、甲乙協議のうえ、契約金額を変更することができる。</p> <p><b>(追加)</b></p> <p>(甲による契約解除)</p> <p>第7条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は契約を解除することができる。</p> <p>(1) 乙の責に帰する事由により期限までに契約を完了しないとき、又は完了の見込みがないとき。</p> <p>(2) 契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するとき。</p> <p>(4) 前3号のほか、この契約条項に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定により契約を解除したときは、乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、乙の申出に正当な理由が</p>

新	旧
<p>あると甲が認めるときは、甲はこの規定を適用しないことができる。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第9条 前条第1項の規定による契約解除により、甲が同条第2項の規定による金額を超えて損害を受けたときは、同項の金額に当該超過損害額の全部又は一部を加算して乙に対して損害賠償を請求できるものとする。</p> <p>2 この契約の履行に関し、第三者に対して損害を及ぼしたときは、乙がその賠償の責任を負う。ただし、その損害が天災その他不可抗力によるときは、甲乙協議してその賠償の責任を定めるものとする。</p> <p>(相殺)</p> <p>第10条 甲は、この契約において、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙に支払うべき代金と相殺し、なお不足を生じるときは、さらに追徴するものとする。</p> <p>(権利義務の譲渡又は担保の禁止)</p> <p>第11条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。</p> <p>(再委託等の禁止)</p> <p>第12条 乙は、この契約について、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。</p> <p>(秘密保持)</p> <p>第13条 乙は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。</p> <p>2 乙は、江戸川区個人情報保護条例(平成6年3月江戸川区条例第1号)及び個人情報保護に関する特約条項を遵守しなければならない。</p> <p>(疑義の協議)</p> <p>第14条 この契約条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約条項に定めのない事項については、甲乙協議してこれを定める。</p> <p>(法令遵守)</p> <p>第15条 乙は、この契約条項のほか、労働関係諸法令及び江戸川区契約事務規則(昭和39年3月江戸川区規則第3号)を遵守しなければならない。また、契約期間中の最低賃金法による最低賃金の改定によって、この契約の履</p>	<p>あると甲が認めるときは、甲はこの規定を適用しないことができる。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第8条 前条第1項の規定による契約解除により、甲が同条第2項の規定による金額を超えて損害を受けたときは、同項の金額に当該超過損害額の全部又は一部を加算して乙に対して損害賠償を請求できるものとする。</p> <p>2 この契約の履行に関し、第三者に対して損害を及ぼしたときは、乙がその賠償の責任を負う。ただし、その損害が天災その他不可抗力によるときは、甲乙協議してその賠償の責任を定めるものとする。</p> <p>(相殺)</p> <p>第9条 甲は、この契約において、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙に支払うべき代金と相殺し、なお不足を生じるときは、さらに追徴するものとする。</p> <p>(権利義務の譲渡又は担保の禁止)</p> <p>第10条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。</p> <p>(再委託等の禁止)</p> <p>第11条 乙は、この契約について、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。</p> <p>(秘密保持)</p> <p>第12条 乙は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。</p> <p>2 乙は、江戸川区個人情報保護条例(平成6年3月江戸川区条例第1号)及び個人情報保護に関する特約条項を遵守しなければならない。</p> <p>(疑義の協議)</p> <p>第13条 この契約条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約条項に定めのない事項については、甲乙協議してこれを定める。</p> <p>(法令遵守)</p> <p>第14条 乙は、この契約条項のほか、労働関係諸法令及び江戸川区契約事務規則(昭和39年3月江戸川区規則第3号)を遵守しなければならない。また、契約期間中の最低賃金法による最低賃金の改定によって、この契約の履</p>

新	旧
行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮すること。  修繕 / 総価 <u>2020.4</u>	行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮すること。  修繕 / 総価 <u>2019.1</u>

新旧対照表

08\_標準契約約款（修繕単価）（202004～）

新	旧
<p>（総則）</p> <p>第1条 乙は、この契約について、仕様書及び図面等（以下「仕様書等」という。）に基づいて履行するものとし、履行に要する費用はすべて乙の負担とする。</p> <p>2 乙は、この契約について仕様書等に明示されていない事項でも、業務の性質上、当然必要なものについては、甲の職員の指示に従い、乙の負担で履行するものとする。</p> <p>3 この契約に基づく発注については、甲の指定する発注者が、別途履行時期及び数量等必要な事項を指示するものとし、乙は指定期間内にこれを完了しなければならない。</p> <p>4 乙は、履行に当たり充分な損害の発生防止措置を執らなければならない。損害の発生防止に関し、相当の設備をなさず、又は注意を怠ったと認められるときは、その賠償責任は、すべて乙の負担とする。</p> <p>（監督）</p> <p>第2条 甲は、必要があるときは甲の職員による立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督することができる。</p> <p>（検査）</p> <p>第3条 乙は、履行が完了したときは、直ちにその旨届け出て、甲の定める検査を受けるものとする。</p> <p><b>（契約不適合責任）</b></p> <p><b>第4条 引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、甲は乙に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。</b></p> <p><b>2 乙が前項に規定する履行の追完に応じないときは、甲は、乙に対し、契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求し、あるいは、乙の負担で甲自ら履行の追完を行うことができる。甲自ら履行の追完を行う場合において、乙に生じた損害について、甲はその賠償の責任を負わないものとする。</b></p>	<p>（総則）</p> <p>第1条 乙は、この契約について、仕様書及び図面等（以下「仕様書等」という。）に基づいて履行するものとし、履行に要する費用はすべて乙の負担とする。</p> <p>2 乙は、この契約について仕様書等に明示されていない事項でも、業務の性質上、当然必要なものについては、甲の職員の指示に従い、乙の負担で履行するものとする。</p> <p>3 この契約に基づく発注については、甲の指定する発注者が、別途履行時期及び数量等必要な事項を指示するものとし、乙は指定期間内にこれを完了しなければならない。</p> <p>4 乙は、履行に当たり充分な損害の発生防止措置を執らなければならない。損害の発生防止に関し、相当の設備をなさず、又は注意を怠ったと認められるときは、その賠償責任は、すべて乙の負担とする。</p> <p>（監督）</p> <p>第2条 甲は、必要があるときは甲の職員による立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督することができる。</p> <p>（検査）</p> <p>第3条 乙は、履行が完了したときは、直ちにその旨届け出て、甲の定める検査を受けるものとする。</p> <p><b>（追加）</b></p>

新	旧
<p><u>3 前2項の規定は、引き渡しを受けた日から1年以内でなければ請求できない。ただし、契約不適合が乙の故意または重過失による場合は、この限りでない。</u></p>	
<p><u>4 第1項及び第2項の規定は、甲による損害賠償請求及び第8条第1項による解除権の行使を妨げない。</u></p>	
<p>(請求及び支払い) 第5条 発注した業務の代金は、毎月初日から末日までに実施した1箇月について検査完了後、乙は甲に請求する。ただし、仕様書等において別定めた場合は、この限りでない。</p>	<p>(請求及び支払い) 第4条 発注した業務の代金は、毎月初日から末日までに実施した1箇月について検査完了後、乙は甲に請求する。ただし、仕様書等において別定めた場合は、この限りでない。</p>
<p>2 甲は乙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に甲の指定する金融機関において、当該請求額を支払うものとする。</p>	<p>2 甲は乙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に甲の指定する金融機関において、当該請求額を支払うものとする。</p>
<p>(遅延違約金)</p>	<p>(遅延違約金)</p>
<p>第6条 乙は、指定期日までに履行を完了しないときは、延滞日数に応じ、契約金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額(閏年も365日として計算する)を違約金として、甲に納付するものとする。ただし、その違約金の額に100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。</p>	<p>第5条 乙は、指定期日までに履行を完了しないときは、延滞日数に応じ、契約金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額(閏年も365日として計算する)を違約金として、甲に納付するものとする。ただし、その違約金の額に100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。</p>
<p>(変更等)</p>	<p>(変更等)</p>
<p>第7条 甲が、必要があると認めるときは、乙と協議のうえ契約又は指示事項の全部若しくは一部を変更し、又は解除することができる。</p>	<p>第6条 甲が、必要があると認めるときは、乙と協議のうえ契約又は指示事項の全部若しくは一部を変更し、又は解除することができる。</p>
<p><u>2 前項の規定は、甲が第4条に基づく契約不適合責任の追及として、履行の追完の請求、代金減額の請求、損害賠償の請求又は解除権の行使を行う場合は、適用しない。</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>
<p>(甲による契約解除)</p>	<p>(甲による契約解除)</p>
<p>第8条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は契約を解除することができる。</p>	<p>第7条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は契約を解除することができる。</p>
<p>(1) 乙の責に帰する事由により期限までに契約又は指示事項を完了しないとき、又は完了の見込みがないと認めるとき。</p>	<p>(1) 乙の責に帰する事由により期限までに契約又は指示事項を完了しないとき、又は完了の見込みがないと認めるとき。</p>

新	旧
<p>(2) 契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するとき。</p> <p>(4) 前3号のほか、この契約条項に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定により契約を解除したときは、乙は、発注金額のうち未履行分の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、乙の申出に正当な理由があると甲が認めるときは、甲はこの規定を適用しないことができる。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第9条 前条第1項の規定による契約解除により、甲が同条第2項の規定による金額を超えて損害を受けたときは、同項の金額に当該超過損害額の全部又は一部を加算して乙に対して損害賠償を請求できるものとする。</p> <p>2 この契約の履行に関し、第三者に対して損害を及ぼしたときは、乙がその賠償の責任を負う。ただし、その損害が天災その他不可抗力によるときは、甲乙協議してその賠償の責任を定めるものとする。</p> <p>(相殺)</p> <p>第10条 甲は、この契約において、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙に支払うべき代金と相殺し、なお不足を生じるときは、さらに追徴するものとする。</p> <p>(権利義務の譲渡又は担保の禁止)</p> <p>第11条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。</p> <p>(再委託等の禁止)</p> <p>第12条 乙は、この契約について、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。</p> <p>(秘密保持)</p> <p>第13条 乙は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。</p> <p>2 乙は、江戸川区個人情報保護条例(平成6年3月江戸川区条例第1号)及び個人情報保護に関する特約条項を遵守しなければならない。</p>	<p>(2) 契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するとき。</p> <p>(4) 前3号のほか、この契約条項に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定により契約を解除したときは、乙は、発注金額のうち未履行分の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、乙の申出に正当な理由があると甲が認めるときは、甲はこの規定を適用しないことができる。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第8条 前条第1項の規定による契約解除により、甲が同条第2項の規定による金額を超えて損害を受けたときは、同項の金額に当該超過損害額の全部又は一部を加算して乙に対して損害賠償を請求できるものとする。</p> <p>2 この契約の履行に関し、第三者に対して損害を及ぼしたときは、乙がその賠償の責任を負う。ただし、その損害が天災その他不可抗力によるときは、甲乙協議してその賠償の責任を定めるものとする。</p> <p>(相殺)</p> <p>第9条 甲は、この契約において、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙に支払うべき代金と相殺し、なお不足を生じるときは、さらに追徴するものとする。</p> <p>(権利義務の譲渡又は担保の禁止)</p> <p>第10条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。</p> <p>(再委託等の禁止)</p> <p>第11条 乙は、この契約について、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。</p> <p>(秘密保持)</p> <p>第12条 乙は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。</p> <p>2 乙は、江戸川区個人情報保護条例(平成6年3月江戸川区条例第1号)及び個人情報保護に関する特約条項を遵守しなければならない。</p>

新	旧
<p>(疑義の協議)</p> <p>第14条 この契約条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約条項に定めのない事項については、甲乙協議してこれを定める。</p> <p>(法令遵守)</p> <p>第15条 乙は、この契約条項のほか、労働関係諸法令及び江戸川区契約事務規則（昭和39年3月江戸川区規則第3号）を遵守しなければならない。また、契約期間中の最低賃金法による最低賃金の改定によって、この契約の履行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮すること。</p> <p>修繕 / 単価 <u>2020.4</u></p>	<p>(疑義の協議)</p> <p>第13条 この契約条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約条項に定めのない事項については、甲乙協議してこれを定める。</p> <p>(法令遵守)</p> <p>第14条 乙は、この契約条項のほか、労働関係諸法令及び江戸川区契約事務規則（昭和39年3月江戸川区規則第3号）を遵守しなければならない。また、契約期間中の最低賃金法による最低賃金の改定によって、この契約の履行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮すること。</p> <p>修繕 / 単価 <u>2019.1</u></p>

新旧対照表

10\_標準契約約款（売却 総価・単価共通）(202004～)

新	旧
<p>(総則)</p> <p>第1条 乙は、この契約について、甲の指定期日( 年 月 日)までに物件の代金を納付しなければならない。</p> <p>2 甲は、つぎにより物件を乙に引渡すものとする。</p> <p>1 引 渡 期 限 ( 又 は 期 間 ) (代金納付後 日間)</p> <p>2 引渡場所</p> <p>3 乙は、本区又は都を表示する名称、符号等のある物件については、甲の指示に従い乙の費用で抹消するものとする。</p> <p>4 乙は、この契約について仕様書図面又は契約事項に明示されていない事項でも、物件売却上当然必要な事項は、甲の指示に従い乙の負担で履行するものとする。</p> <p>5 乙は、所定の期限(又は期間)内に引取をすることができない事由が発生したときは、そのつど遅滞なくその事由及び影響日数等を詳記して届出なければならない。</p> <p>6 乙は、天災事変その他やむを得ない事由により、所定の期限(又は期間)内に引取をすることができないときは、その事由を詳記して引取期限延長の願出をなすことができる。この場合において、甲はその願出を相当と認めるときは、これを承認することがある。</p> <p>(物件の所有権)</p> <p>第2条 物件の所有権は、乙が代金を納付したとき甲より乙に移転するものとする。</p> <p>(契約不適合責任)</p> <p>第3条 甲は、物件の引渡後は、その商品の種類または品質に関して一切の担保責任を負わないものとする。</p> <p>(遅延違約金)</p>	<p>(総則)</p> <p>第1条 乙は、この契約について、甲の指定期日( 年 月 日)までに物件の代金を納付しなければならない。</p> <p>2 甲は、つぎにより物件を乙に引渡すものとする。</p> <p>1 引 渡 期 限 ( 又 は 期 間 ) (代金納付後 日間)</p> <p>2 引渡場所</p> <p>3 乙は、本区又は都を表示する名称、符号等のある物件については、甲の指示に従い乙の費用で抹消するものとする。</p> <p>4 乙は、この契約について仕様書図面又は契約事項に明示されていない事項でも、物件売却上当然必要な事項は、甲の指示に従い乙の負担で履行するものとする。</p> <p>5 乙は、所定の期限(又は期間)内に引取をすることができない事由が発生したときは、そのつど遅滞なくその事由及び影響日数等を詳記して届出なければならない。</p> <p>6 乙は、天災事変その他やむを得ない事由により、所定の期限(又は期間)内に引取をすることができないときは、その事由を詳記して引取期限延長の願出をなすことができる。この場合において、甲はその願出を相当と認めるときは、これを承認することがある。</p> <p>(物件の所有権)</p> <p>第2条 物件の所有権は、乙が代金を納付したとき甲より乙に移転するものとする。</p> <p>(瑕疵担保責任)</p> <p>第3条 甲は、物件の引渡後は、その瑕疵について担保の責任がないものとする。</p> <p>(遅延違約金)</p>

新	旧
<p>第4条 乙は、第1条第1項及び第2項の期限（又は期間）を遅延したときは、延滞日数に応じ延滞数量に対する代金につき契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（100円未満の場合を除く。）を遅延違約金として甲に納付するものとする。（協議による変更・解除）</p> <p>第5条 甲が必要があると認めるときは、乙と協議のうえこの契約の全部又は一部を変更又は解除することができる。</p> <p>2 前項の場合において、契約金額を増減又は期限（又は期間）を伸縮する必要があるときは、その実情に応じて甲乙協議のうえ変更することができる。</p> <p>3 契約締結後において、動乱又は天災事変等不測の事件に基づく経済情勢の激変によって、契約金額が著しく不相当であると認められるに至ったときは、その実情に応じて甲乙協議のうえ契約金額を変更することができる。（甲の解除）</p> <p>第6条 乙が次の各号の一に該当する場合には、甲は契約を解除することができるものとする。</p> <p>1 期限（又は期間）内に契約を履行しないとき、又は履行の見込がないと認めるとき</p> <p>2 契約解除の申出があったとき</p> <p>3 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するとき</p> <p>4 前各号のほか乙又はその代理人が、この契約条項に違反したとき</p> <p>2 前項の規定によって契約を解除したときは、乙は、契約期間中の発注金額の合計の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。</p> <p>ただし、正当な理由によって契約の解除を申出た場合においては、甲はこの規定を適用しないことがある。</p> <p>3 契約を解除した場合においては、甲は履行部分に対し相当と認める金額を納付代金より控除して、残余があるときは、</p>	<p>第4条 乙は、第1条第1項及び第2項の期限（又は期間）を遅延したときは、延滞日数に応じ延滞数量に対する代金につき契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（100円未満の場合を除く。）を遅延違約金として甲に納付するものとする。（協議による変更・解除）</p> <p>第5条 甲が必要があると認めるときは、乙と協議のうえこの契約の全部又は一部を変更又は解除することができる。</p> <p>2 前項の場合において、契約金額を増減又は期限（又は期間）を伸縮する必要があるときは、その実情に応じて甲乙協議のうえ変更することができる。</p> <p>3 契約締結後において、動乱又は天災事変等不測の事件に基づく経済情勢の激変によって、契約金額が著しく不相当であると認められるに至ったときは、その実情に応じて甲乙協議のうえ契約金額を変更することができる。（甲の解除）</p> <p>第6条 乙が次の各号の一に該当する場合には、甲は契約を解除することができるものとする。</p> <p>1 期限（又は期間）内に契約を履行しないとき、又は履行の見込がないと認めるとき</p> <p>2 契約解除の申出があったとき</p> <p>3 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するとき</p> <p>4 前各号のほか乙又はその代理人が、この契約条項に違反したとき</p> <p>2 前項の規定によって契約を解除したときは、乙は、契約期間中の発注金額の合計の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。</p> <p>ただし、正当な理由によって契約の解除を申出た場合においては、甲はこの規定を適用しないことがある。</p> <p>3 契約を解除した場合においては、甲は履行部分に対し相当と認める金額を納付代金より控除して、残余があるときは、</p>

新	旧
<p>乙の請求によりこれを還付するものとする。</p> <p>第6条の2 乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、甲は契約を解除することができるものとする。</p> <p>1 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第50条第1項に規定する納付命令）又は同法第66条第4項の規定による審決が確定したとき（同法第77条の規定により、この審決の取り消しの訴えが提起されたときを除く。）。</p> <p>2 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取り消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却または訴え却下の判決が確定したとき。</p> <p>3 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員またはその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。</p> <p>（損害賠償）</p> <p>第7条 第6条第1項の契約解除により、甲が損害を受けたときは、第6条第2項のほかに乙に対して損害賠償を請求できるものとする。</p> <p>2 この契約の履行に関し、第三者に対して損害を及ぼしたときは、乙がその賠償の責任を負う。ただし、その損害が天災その他不可抗力によるときは、甲乙協議する。</p> <p>（賠償の予定）</p> <p>第8条 乙は、この契約に関して第6条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約期間中の発注金額の合計の100分の10に相当する額を支払わなければならない。当該契約が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。</p> <p>1 第6条の2第1項第1号及び第2号のうち、審決の対象となる行為が、</p>	<p>乙の請求によりこれを還付するものとする。</p> <p>第6条の2 乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、甲は契約を解除することができるものとする。</p> <p>1 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第50条第1項に規定する納付命令）又は同法第66条第4項の規定による審決が確定したとき（同法第77条の規定により、この審決の取り消しの訴えが提起されたときを除く。）。</p> <p>2 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取り消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却または訴え却下の判決が確定したとき。</p> <p>3 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員またはその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。</p> <p>（損害賠償）</p> <p>第7条 第6条第1項の契約解除により、甲が損害を受けたときは、第6条第2項のほかに乙に対して損害賠償を請求できるものとする。</p> <p>2 この契約の履行に関し、第三者に対して損害を及ぼしたときは、乙がその賠償の責任を負う。ただし、その損害が天災その他不可抗力によるときは、甲乙協議する。</p> <p>（賠償の予定）</p> <p>第8条 乙は、この契約に関して第6条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約期間中の発注金額の合計の100分の10に相当する額を支払わなければならない。当該契約が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。</p> <p>1 第6条の2第1項第1号及び第2号のうち、審決の対象となる行為が、</p>

新	旧
<p>独占禁止法第2条第9項にもとづく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合、その他甲が特に認める場合。</p> <p>2 第6条の2第1項第3号のうち、乙が刑法第198条の規定による刑が確定した場合。</p> <p>2 前項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求をすることができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を甲に支払わなければならない。</p> <p>3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。</p> <p>（相殺）</p> <p>第9条 甲は、この契約において乙から取得することができる金銭があるときは、乙に還付すべき金銭と相殺し、なお不足があるときはこれを追徴するものとする。</p> <p>（権利義務の譲渡・担保の禁止）</p> <p>第10条 乙は、この契約から生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができないものとする。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。</p> <p>（秘密保持）</p> <p>第11条 乙は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。</p> <p>2 乙は、江戸川区個人情報保護条例及び個人情報保護に関する特約条項を遵守しなければならない。</p> <p>（疑義の協議）</p> <p>第12条 この契約条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの契約条項に定めのない事項については、甲乙協議して定める。</p> <p>（法令遵守）</p>	<p>独占禁止法第2条第9項にもとづく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合、その他甲が特に認める場合。</p> <p>2 第6条の2第1項第3号のうち、乙が刑法第198条の規定による刑が確定した場合。</p> <p>2 前項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求をすることができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を甲に支払わなければならない。</p> <p>3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。</p> <p>（相殺）</p> <p>第9条 甲は、この契約において乙から取得することができる金銭があるときは、乙に還付すべき金銭と相殺し、なお不足があるときはこれを追徴するものとする。</p> <p>（権利義務の譲渡・担保の禁止）</p> <p>第10条 乙は、この契約から生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができないものとする。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。</p> <p>（秘密保持）</p> <p>第11条 乙は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。</p> <p>2 乙は、江戸川区個人情報保護条例及び個人情報保護に関する特約条項を遵守しなければならない。</p> <p>（疑義の協議）</p> <p>第12条 この契約条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの契約条項に定めのない事項については、甲乙協議して定める。</p> <p>（法令遵守）</p>

新	旧
<p>第13条 乙は、この契約条項のほか、労働関係諸法令及び江戸川区契約事務規則（昭和39年3月江戸川区規則第3号）を遵守しなければならない。また、契約期間中の最低賃金法による最低賃金の改定によって、この契約の履行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮すること。</p>	<p>第13条 乙は、この契約条項のほか、労働関係諸法令及び江戸川区契約事務規則（昭和39年3月江戸川区規則第3号）を遵守しなければならない。また、契約期間中の最低賃金法による最低賃金の改定によって、この契約の履行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮すること。</p>
<p>売却 <u>2020.4</u></p>	<p>売却 <u>2019.1</u></p>

新旧対照表

12\_標準契約約款（委託総価・長期継続契約用）(202004～)

新	旧
<p>（総則）</p> <p>第1条 乙は、この契約について仕様書及び図面等（以下「仕様書」という。）に基づいて、甲の指定期日までに履行を完了しなければならない。</p> <p>2 履行に要する費用はすべて乙の負担とする。また、仕様書等に明示していない事項でも業務の性質上必要な事項は乙の負担で履行しなければならない。</p> <p>3 乙は、履行に当たり十分な損害の発生防止措置を執らなければならない。損害の発生防止に関し、相当の設備をなさず、又は注意を怠ったと認められるときは、その賠償責任は、すべて乙の負担とする。</p> <p>4 乙は、指定期日までに履行を完了することができない理由が発生したときは、その都度遅滞なく、その理由及び影響日数等を明記した書類を甲に届け出なければならない。</p> <p>5 乙は、天災事変その他やむを得ない理由により、指定期日までに履行を完了することができないときは、その理由を明記した書類を添えて、期日延期の願出をすることができる。この場合において、甲はその願出に相当の理由があると認めたときは、これを承認することができる。</p> <p>（監督）</p> <p>第2条 甲は、必要があるときは、甲の職員による立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督することができる。</p> <p>（検査）</p> <p>第3条 乙は、履行が完了したときは、直ちにその旨届け出て、甲の定める検査を受けるものとする。</p> <p>2 甲は、前項の届出があったときは、10日以内に検査を行うものとする。</p> <p>3 検査に合格しないとき、甲は1回に限り、日時を指定して手直しを認めることができる。この場合において、乙は、当該手直しが終了したとき、再び甲に届けて、その検査を受けなければならないものとし、検査に合格したときをもって、履行を完了したものとする。</p>	<p>（総則）</p> <p>第1条 乙は、この契約について仕様書及び図面等（以下「仕様書」という。）に基づいて、甲の指定期日までに履行を完了しなければならない。</p> <p>2 履行に要する費用はすべて乙の負担とする。また、仕様書等に明示していない事項でも業務の性質上必要な事項は乙の負担で履行しなければならない。</p> <p>3 乙は、履行に当たり十分な損害の発生防止措置を執らなければならない。損害の発生防止に関し、相当の設備をなさず、又は注意を怠ったと認められるときは、その賠償責任は、すべて乙の負担とする。</p> <p>4 乙は、指定期日までに履行を完了することができない理由が発生したときは、その都度遅滞なく、その理由及び影響日数等を明記した書類を甲に届け出なければならない。</p> <p>5 乙は、天災事変その他やむを得ない理由により、指定期日までに履行を完了することができないときは、その理由を明記した書類を添えて、期日延期の願出をすることができる。この場合において、甲はその願出に相当の理由があると認めたときは、これを承認することができる。</p> <p>（監督）</p> <p>第2条 甲は、必要があるときは、甲の職員による立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督することができる。</p> <p>（検査）</p> <p>第3条 乙は、履行が完了したときは、直ちにその旨届け出て、甲の定める検査を受けるものとする。</p> <p>2 甲は、前項の届出があったときは、10日以内に検査を行うものとする。</p> <p>3 検査に合格しないとき、甲は1回に限り、日時を指定して手直しを認めることができる。この場合において、乙は、当該手直しが終了したとき、再び甲に届けて、その検査を受けなければならないものとし、検査に合格したときをもって、履行を完了したものとする。</p>

新	旧
<p>4 乙は、甲の指定する日時において、検査に立ち会うものとし、乙が立会いをしないときは、検査の結果について、異議を申し立てることができない。</p>	<p>4 乙は、甲の指定する日時において、検査に立ち会うものとし、乙が立会いをしないときは、検査の結果について、異議を申し立てることができない。</p>
<p>5 乙が手直しに応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができるものとする。ただし、これにより乙に生じた損害について、甲は賠償の責任を負わないものとする。</p>	<p>5 乙が手直しに応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができるものとする。ただし、これにより乙に生じた損害について、甲は賠償の責任を負わないものとする。</p>
<p><b><u>(契約不適合責任)</u></b></p>	<p><b><u>(追加)</u></b></p>
<p><b><u>第4条 引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、甲は乙に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。</u></b></p>	
<p><b><u>2 乙が前項に規定する履行の追完に応じないときは、甲は、乙に対し、契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求し、あるいは、乙の負担で甲自ら履行の追完を行うことができる。甲自ら履行の追完を行う場合において、乙に生じた損害について、甲はその賠償の責任を負わないものとする。</u></b></p>	
<p><b><u>3 前2項の規定は、引き渡しを受けた日から1年以内でなければ請求できない。ただし、契約不適合が乙の故意または重過失による場合は、この限りでない。</u></b></p>	
<p><b><u>4 第1項及び第2項の規定は、甲による損害賠償請求及び第8条第1項による解除権の行使を妨げない。</u></b></p>	
<p>(請求及び支払い)</p>	<p>(請求及び支払い)</p>
<p>第5条 甲は、検査完了後、乙から適法な支払請求書(分割支払を必要とする契約の支払内訳に基づく支払請求書を含む。)を受理した日から30日以内に甲の指定する金融機関において、当該請求額を支払うものとする。</p>	<p>第4条 甲は、検査完了後、乙から適法な支払請求書(分割支払を必要とする契約の支払内訳に基づく支払請求書を含む。)を受理した日から30日以内に甲の指定する金融機関において、当該請求額を支払うものとする。</p>
<p>(遅延違約金)</p>	<p>(遅延違約金)</p>
<p>第6条 乙は、指定期日までに履行を完了しないときは、延滞日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日の割合とする。</p>	<p>第5条 乙は、指定期日までに履行を完了しないときは、延滞日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日の割合とする。</p>

新	旧
<p>なお、その額に100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を違約金として、甲に納付するものとする。</p> <p>2 第3条第3項の規定による履行を指定した日までに完了しないときは、乙は前項の規定によって違約金を納付するものとする。</p> <p>3 違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数を算入しない。 (変更等)</p> <p>第7条 甲が、必要があると認めるときは、乙と協議のうえ契約の全部若しくは一部を変更し、又は解除することができる。</p> <p>2 前項の規定により契約を解除した場合において履行部分があるときは、甲は、当該履行部分のうち検査に合格した部分に対する契約代金相当額を支払うものとする。</p> <p>3 契約締結後において、天災事変等その他の不測の事件に基づく経済情勢の激変により契約金額が著しく不相当であると認められる場合は、その実情に応じ、甲乙協議のうえ、契約金額を変更することができる。</p> <p><b>4 第1項及び第2項の規定は、甲が第4条に基づく契約不適合責任の追及として、履行の追完の請求、代金減額の請求、損害賠償の請求又は解除権の行使を行う場合は、適用しない。</b></p> <p>(甲による契約解除)</p> <p>第8条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は契約を解除することができる。</p> <p>(1) 乙の責に帰する事由により期限までに契約を完了しないとき、又は完了の見込みがないとき。</p> <p>(2) 契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するに至ったとき。</p> <p>(4) 前3号のほか、この契約条項に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定により契約を解除したときは、乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、乙の申出に正当な理由が</p>	<p>なお、その額に100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を違約金として、甲に納付するものとする。</p> <p>2 第3条第3項の規定による履行を指定した日までに完了しないときは、乙は前項の規定によって違約金を納付するものとする。</p> <p>3 違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数を算入しない。 (変更等)</p> <p>第6条 甲が、必要があると認めるときは、乙と協議のうえ契約の全部若しくは一部を変更し、又は解除することができる。</p> <p>2 前項の規定により契約を解除した場合において履行部分があるときは、甲は、当該履行部分のうち検査に合格した部分に対する契約代金相当額を支払うものとする。</p> <p>3 契約締結後において、天災事変等その他の不測の事件に基づく経済情勢の激変により契約金額が著しく不相当であると認められる場合は、その実情に応じ、甲乙協議のうえ、契約金額を変更することができる。</p> <p><b>(追加)</b></p> <p>(甲による契約解除)</p> <p>第7条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は契約を解除することができる。</p> <p>(1) 乙の責に帰する事由により期限までに契約を完了しないとき、又は完了の見込みがないとき。</p> <p>(2) 契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するに至ったとき。</p> <p>(4) 前3号のほか、この契約条項に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定により契約を解除したときは、乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、乙の申出に正当な理由が</p>

新	旧
<p>あると甲が認めるときは、甲はこの規定を適用しないことができる。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第9条 前条第1項の規定による契約解除により、甲が同条第2項の規定による金額を超えて損害を受けたときは、同項の金額に当該超過損害額の全部又は一部を加算して乙に対して損害賠償を請求できるものとする。</p> <p>2 この契約の履行に関し、第三者に対して損害を及ぼしたときは、乙がその賠償の責任を負う。ただし、その損害が天災その他不可抗力によるときは、甲乙協議してその賠償の責任を定めるものとする。</p> <p>(相殺)</p> <p>第10条 甲は、この契約において、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙に支払うべき代金と相殺し、なお不足を生じるときは、さらに追徴するものとする。</p> <p>(権利義務の譲渡又は担保の禁止)</p> <p>第11条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。</p> <p>(再委託等の禁止)</p> <p>第12条 乙は、この契約について、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。</p> <p>(秘密保持)</p> <p>第13条 乙は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。</p> <p>2 乙は、江戸川区個人情報保護条例(平成6年3月江戸川区条例第1号)及び個人情報保護に関する特約条項を遵守しなければならない。</p> <p>(予算の減額等による契約変更等)</p> <p>第14条 甲は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以後において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。</p> <p>(疑義の協議)</p> <p>第15条 この契約条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約条項に定めのない事項については、甲乙協議してこれを定める。</p>	<p>あると甲が認めるときは、甲はこの規定を適用しないことができる。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第8条 前条第1項の規定による契約解除により、甲が同条第2項の規定による金額を超えて損害を受けたときは、同項の金額に当該超過損害額の全部又は一部を加算して乙に対して損害賠償を請求できるものとする。</p> <p>2 この契約の履行に関し、第三者に対して損害を及ぼしたときは、乙がその賠償の責任を負う。ただし、その損害が天災その他不可抗力によるときは、甲乙協議してその賠償の責任を定めるものとする。</p> <p>(相殺)</p> <p>第9条 甲は、この契約において、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙に支払うべき代金と相殺し、なお不足を生じるときは、さらに追徴するものとする。</p> <p>(権利義務の譲渡又は担保の禁止)</p> <p>第10条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。</p> <p>(再委託等の禁止)</p> <p>第11条 乙は、この契約について、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。</p> <p>(秘密保持)</p> <p>第12条 乙は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。</p> <p>2 乙は、江戸川区個人情報保護条例(平成6年3月江戸川区条例第1号)及び個人情報保護に関する特約条項を遵守しなければならない。</p> <p>(予算の減額等による契約変更等)</p> <p>第13条 甲は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以後において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。</p> <p>(疑義の協議)</p> <p>第14条 この契約条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約条項に定めのない事項については、甲乙協議してこれを定める。</p>

新	旧
<p>(法令遵守)</p> <p>第16条 乙は、この契約条項のほか、労働関係諸法令及び江戸川区契約事務規則（昭和39年3月江戸川区規則第3号）を遵守しなければならない。また、契約期間中の最低賃金法による最低賃金の改定によって、この契約の履行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮すること。</p> <p>委託 / 総価（長期継続契約用） <b>2020.4</b></p>	<p>(法令遵守)</p> <p>第15条 乙は、この契約条項のほか、労働関係諸法令及び江戸川区契約事務規則（昭和39年3月江戸川区規則第3号）を遵守しなければならない。また、契約期間中の最低賃金法による最低賃金の改定によって、この契約の履行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮すること。</p> <p>委託 / 総価（長期継続契約用） <b>2019.1</b></p>

新旧対照表

13\_標準契約約款（委託単価・長期継続契約用）(202004～)

新	旧
<p>（総則）</p> <p>第1条 乙は、この契約について、仕様書及び図面等（以下「仕様書等」という。）に基づいて履行するものとし、履行に要する費用はすべて乙の負担とする。</p> <p>2 乙は、この契約について仕様書等に明示されていない事項でも、業務の性質上、当然必要なものについては、甲の職員の指示に従い、乙の負担で履行するものとする。</p> <p>3 この契約に基づく発注については、甲の指定する発注者が、別途履行時期及び数量等必要な事項を指示するものとし、乙は指定期間内にこれを完了しなければならない。</p> <p>4 乙は、履行に当たり充分な損害の発生防止措置を執らなければならない。損害の発生防止に関し、相当の設備をなさず、又は注意を怠ったと認められるときは、その賠償責任は、すべて乙の負担とする。</p> <p>（監督）</p> <p>第2条 甲は、必要があるときは甲の職員による立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督することができる。</p> <p>（検査）</p> <p>第3条 乙は、履行が完了したときは、直ちにその旨届け出て、甲の定める検査を受けるものとする。</p> <p><b>（契約不適合責任）</b></p> <p><b>第4条 引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、甲は乙に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。</b></p> <p><b>2 乙が前項に規定する履行の追完に応じないときは、甲は、乙に対し、契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求し、あるいは、乙の負担で甲自ら履行の追完を行うことができる。甲自ら履行の追完を行う場合において、乙に生じた損害について、甲はその賠償の責任を負わないものとする。</b></p>	<p>（総則）</p> <p>第1条 乙は、この契約について、仕様書及び図面等（以下「仕様書等」という。）に基づいて履行するものとし、履行に要する費用はすべて乙の負担とする。</p> <p>2 乙は、この契約について仕様書等に明示されていない事項でも、業務の性質上、当然必要なものについては、甲の職員の指示に従い、乙の負担で履行するものとする。</p> <p>3 この契約に基づく発注については、甲の指定する発注者が、別途履行時期及び数量等必要な事項を指示するものとし、乙は指定期間内にこれを完了しなければならない。</p> <p>4 乙は、履行に当たり充分な損害の発生防止措置を執らなければならない。損害の発生防止に関し、相当の設備をなさず、又は注意を怠ったと認められるときは、その賠償責任は、すべて乙の負担とする。</p> <p>（監督）</p> <p>第2条 甲は、必要があるときは甲の職員による立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督することができる。</p> <p>（検査）</p> <p>第3条 乙は、履行が完了したときは、直ちにその旨届け出て、甲の定める検査を受けるものとする。</p> <p><b>（追加）</b></p>

新	旧
<p><u>3 前2項の規定は、引き渡しを受けた日から1年以内でなければ請求できない。ただし、契約不適合が乙の故意または重過失による場合は、この限りでない。</u></p>	
<p><u>4 第1項及び第2項の規定は、甲による損害賠償請求及び第8条第1項による解除権の行使を妨げない。</u></p>	
<p>(請求及び支払い) 第5条 発注した業務の代金は、毎月初日から末日までに実施した1箇月について検査完了後、乙は甲に請求する。ただし、仕様書等において別に定めた場合は、この限りでない。</p>	<p>(請求及び支払い) 第4条 発注した業務の代金は、毎月初日から末日までに実施した1箇月について検査完了後、乙は甲に請求する。ただし、仕様書等において別に定めた場合は、この限りでない。</p>
<p>2 甲は乙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に甲の指定する金融機関において、当該請求額を支払うものとする。</p>	<p>2 甲は乙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に甲の指定する金融機関において、当該請求額を支払うものとする。</p>
<p>(遅延違約金)</p>	<p>(遅延違約金)</p>
<p>第6条 乙は、指定期日までに履行を完了しないときは、延滞日数に応じ、契約金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額(閏年も365日として計算する)を違約金として、甲に納付するものとする。ただし、その違約金の額に100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。</p>	<p>第5条 乙は、指定期日までに履行を完了しないときは、延滞日数に応じ、契約金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額(閏年も365日として計算する)を違約金として、甲に納付するものとする。ただし、その違約金の額に100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。</p>
<p>(変更等)</p>	<p>(変更等)</p>
<p>第7条 甲が、必要があると認めるときは、乙と協議のうえ契約又は指示事項の全部若しくは一部を変更し、又は解除することができる。</p>	<p>第6条 甲が、必要があると認めるときは、乙と協議のうえ契約又は指示事項の全部若しくは一部を変更し、又は解除することができる。</p>
<p><u>2 前項の規定は、甲が第4条に基づく契約不適合責任の追及として、履行の追完の請求、代金減額の請求、損害賠償の請求又は解除権の行使を行う場合は、適用しない。</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>
<p>(甲による契約解除)</p>	<p>(甲による契約解除)</p>
<p>第8条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は契約を解除することができる。</p>	<p>第7条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は契約を解除することができる。</p>
<p>(1) 乙の責に帰する事由により期限までに契約又は指示事項を完了しないとき、又は完了の見込みがないと認めるとき。</p>	<p>(1) 乙の責に帰する事由により期限までに契約又は指示事項を完了しないとき、又は完了の見込みがないと認めるとき。</p>

新	旧
<p>(2) 契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するに至ったとき。</p> <p>(4) 前3号のほか、この契約条項に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定により契約を解除したときは、乙は、発注金額のうち未履行分の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、乙の申出に正当な理由があると甲が認めるときは、甲はこの規定を適用しないことができる。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第9条 前条第1項の規定による契約解除により、甲が同条第2項の規定による金額を超えて損害を受けたときは、同項の金額に当該超過損害額の全部又は一部を加算して乙に対して損害賠償を請求できるものとする。</p> <p>2 この契約の履行に関し、第三者に対して損害を及ぼしたときは、乙がその賠償の責任を負う。ただし、その損害が天災その他不可抗力によるときは、甲乙協議してその賠償の責任を定めるものとする。</p> <p>(相殺)</p> <p>第10条 甲は、この契約において、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙に支払うべき代金と相殺し、なお不足を生じるときは、さらに追徴するものとする。</p> <p>(権利義務の譲渡又は担保の禁止)</p> <p>第11条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。</p> <p>(再委託等の禁止)</p> <p>第12条 乙は、この契約について、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。</p> <p>(秘密保持)</p> <p>第13条 乙は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。</p> <p>2 乙は、江戸川区個人情報保護条例(平成6年3月江戸川区条例第1号)及び個人情報保護に関する特約条項を遵守しなければならない。</p>	<p>(2) 契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するに至ったとき。</p> <p>(4) 前3号のほか、この契約条項に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定により契約を解除したときは、乙は、発注金額のうち未履行分の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、乙の申出に正当な理由があると甲が認めるときは、甲はこの規定を適用しないことができる。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第8条 前条第1項の規定による契約解除により、甲が同条第2項の規定による金額を超えて損害を受けたときは、同項の金額に当該超過損害額の全部又は一部を加算して乙に対して損害賠償を請求できるものとする。</p> <p>2 この契約の履行に関し、第三者に対して損害を及ぼしたときは、乙がその賠償の責任を負う。ただし、その損害が天災その他不可抗力によるときは、甲乙協議してその賠償の責任を定めるものとする。</p> <p>(相殺)</p> <p>第9条 甲は、この契約において、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙に支払うべき代金と相殺し、なお不足を生じるときは、さらに追徴するものとする。</p> <p>(権利義務の譲渡又は担保の禁止)</p> <p>第10条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。</p> <p>(再委託等の禁止)</p> <p>第11条 乙は、この契約について、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。</p> <p>(秘密保持)</p> <p>第12条 乙は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。</p> <p>2 乙は、江戸川区個人情報保護条例(平成6年3月江戸川区条例第1号)及び個人情報保護に関する特約条項を遵守しなければならない。</p>

新	旧
<p>(予算の減額等による契約変更等)</p> <p>第14条 甲は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以後において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。</p> <p>(疑義の協議)</p> <p>第15条 この契約条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約条項に定めのない事項については、甲乙協議してこれを定める。</p> <p>(法令遵守)</p> <p>第16条 乙は、この契約条項のほか、労働関係諸法令及び江戸川区契約事務規則(昭和39年3月江戸川区規則第3号)を遵守しなければならない。また、契約期間中の最低賃金法による最低賃金の改定によって、この契約の履行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮すること。</p> <p>委託/単価(長期継続契約用) <u>2020.4</u></p>	<p>(予算の減額等による契約変更等)</p> <p>第13条 甲は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以後において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。</p> <p>(疑義の協議)</p> <p>第14条 この契約条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約条項に定めのない事項については、甲乙協議してこれを定める。</p> <p>(法令遵守)</p> <p>第15条 乙は、この契約条項のほか、労働関係諸法令及び江戸川区契約事務規則(昭和39年3月江戸川区規則第3号)を遵守しなければならない。また、契約期間中の最低賃金法による最低賃金の改定によって、この契約の履行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮すること。</p> <p>委託/単価(長期継続契約用) <u>2019.1</u></p>

新旧対照表

14\_標準契約約款（賃貸借総価・長期継続契約用）(202004～)

新	旧
<p>（総則）</p> <p>第1条 乙は、賃貸借物件について仕様書及び図面等（以下「仕様書等」という。）に基づいて、賃貸借期間の初日から使用できる状態にして、甲に引き渡さなければならない。</p> <p>2 乙は、この賃貸借について仕様書等に明示していない事項でも、賃貸借の性質上、当然必要なものについては、甲の職員の指示に従い、乙の負担で履行するものとする。</p> <p>3 乙は、賃貸借について十分な損害防止措置を執らなければならない。損害発生防止に関し相当の設備をなさず、又は注意を怠ったと認められるときは、その賠償責任は、すべて乙の負担とする。</p> <p>（監督）</p> <p>第2条 甲は、必要があるときは甲の職員による立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督することができる。</p> <p>（物件の引渡し及び検査）</p> <p>第3条 乙は、賃貸借物件の引渡しを行うときは、直ちに届け出て甲の定める検査を受けなければならない。</p> <p>2 乙は、検査に合格したときをもって、甲に賃貸借物件の引渡しを完了したものとする。</p> <p>3 賃貸借物件の引渡し完了前に生じた、き損その他の乙の損害については、甲はその責任を負わないものとする。</p> <p>4 乙は、期限までに賃貸借物件の引渡しを完了することができない理由が発生したときは、直ちにその理由、日数及び引渡し完了予定日時その他甲が必要と認める事項を明記し、甲に通知しなければならない。</p> <p>5 乙は、その責に帰する事由により期限までに賃貸借物件の引渡しを完了することができなくなったときは、前項の規定に準じて甲に通知しなければならない。この場合において、乙は延滞日数に応じ、契約金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定</p>	<p>（総則）</p> <p>第1条 乙は、賃貸借物件について仕様書及び図面等（以下「仕様書等」という。）に基づいて、賃貸借期間の初日から使用できる状態にして、甲に引き渡さなければならない。</p> <p>2 乙は、この賃貸借について仕様書等に明示していない事項でも、賃貸借の性質上、当然必要なものについては、甲の職員の指示に従い、乙の負担で履行するものとする。</p> <p>3 乙は、賃貸借について十分な損害防止措置を執らなければならない。損害発生防止に関し相当の設備をなさず、又は注意を怠ったと認められるときは、その賠償責任は、すべて乙の負担とする。</p> <p>（監督）</p> <p>第2条 甲は、必要があるときは甲の職員による立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督することができる。</p> <p>（物件の引渡し及び検査）</p> <p>第3条 乙は、賃貸借物件の引渡しを行うときは、直ちに届け出て甲の定める検査を受けなければならない。</p> <p>2 乙は、検査に合格したときをもって、甲に賃貸借物件の引渡しを完了したものとする。</p> <p>3 賃貸借物件の引渡し完了前に生じた、き損その他の乙の損害については、甲はその責任を負わないものとする。</p> <p>4 乙は、期限までに賃貸借物件の引渡しを完了することができない理由が発生したときは、直ちにその理由、日数及び引渡し完了予定日時その他甲が必要と認める事項を明記し、甲に通知しなければならない。</p> <p>5 乙は、その責に帰する事由により期限までに賃貸借物件の引渡しを完了することができなくなったときは、前項の規定に準じて甲に通知しなければならない。この場合において、乙は延滞日数に応じ、契約金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定</p>

新	旧
<p>に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額( 閏年も365日として計算する ) を違約金として、甲に納付するものとする。ただし、その違約金の額に100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。</p>	<p>に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額( 閏年も365日として計算する ) を違約金として、甲に納付するものとする。ただし、その違約金の額に100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。</p>
<p>6 乙は、天災事変その他やむを得ない理由により、期限までに賃貸借物件の引渡しを完了することができないときは、その理由を明記した書類を添えて、引渡し期限延長の願出をすることができる。この場合において、甲はその願出に相当の理由があると認めるときは、これを承認することができる。</p>	<p>6 乙は、天災事変その他やむを得ない理由により、期限までに賃貸借物件の引渡しを完了することができないときは、その理由を明記した書類を添えて、引渡し期限延長の願出をすることができる。この場合において、甲はその願出に相当の理由があると認めるときは、これを承認することができる。</p>
<p>7 前3項の規定に該当する事態が生じた場合は、乙の負担において甲の事務遂行上支障がないように万全の措置を執らなければならない。</p>	<p>7 前3項の規定に該当する事態が生じた場合は、乙の負担において甲の事務遂行上支障がないように万全の措置を執らなければならない。</p>
<p>8 乙は、賃貸借物件の引渡し及び契約が終了したときの撤去に要する費用について、その全部を負担するものとする。</p>	<p>8 乙は、賃貸借物件の引渡し及び契約が終了したときの撤去に要する費用について、その全部を負担するものとする。</p>
<p><u>( 契約不適合責任 )</u></p>	<p><u>( 追加 )</u></p>
<p><u>第4条 引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの( 以下「契約不適合」という。 ) であるときは、甲は乙に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。</u></p>	
<p><u>2 乙が前項に規定する履行の追完に応じないときは、甲は、乙に対し、契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求し、あるいは、乙の負担で甲自ら履行の追完を行うことができる。甲自ら履行の追完を行う場合において、乙に生じた損害について、甲はその賠償の責任を負わないものとする。</u></p>	
<p><u>3 前2項の規定は、引き渡しを受けた日から1年以内でなければ請求できない。ただし、契約不適合が乙の故意または重過失による場合は、この限りでない。</u></p>	
<p><u>4 第1項及び第2項の規定は、甲による損害賠償請求及び第7条第1項による解除権の行使を妨げない。</u></p>	
<p>( 請求及び支払い )</p>	<p>( 請求及び支払い )</p>
<p>第5条 賃貸借料の支払いは、乙から適法な支払請求書( 分割支払いを必要とする契約の支払内訳に基づく支払請求書を含む。 ) を受理した日から30日以内に甲は、その指定する金融機関において、当該請求額を支払うものと</p>	<p>第4条 賃貸借料の支払いは、乙から適法な支払請求書( 分割支払いを必要とする契約の支払内訳に基づく支払請求書を含む。 ) を受理した日から30日以内に甲は、その指定する金融機関において、当該請求額を支払うものと</p>

新	旧
<p>する。</p> <p>(変更等)</p> <p>第6条 甲が、必要があると認めるときは、乙と協議のうえ契約の全部若しくは一部を変更し、又は解除することができる。</p> <p><b>2 前項の規定は、甲が第4条に基づく契約不適合責任の追及として、履行の追完の請求、代金減額の請求、損害賠償の請求又は解除権の行使を行う場合は、適用しない。</b></p> <p>(甲の解除)</p> <p>第7条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は契約を解除することができる。</p> <p>(1) 期限までに契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認めるとき。</p> <p>(2) 契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するに至ったとき。</p> <p>(4) 前3号のほか、この契約条項に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定により契約を解除したときは、乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、乙の申出に正当な理由があると甲が認めるときは、甲はこの規定を適用しないことができる。</p> <p>3 天災その他の不可抗力により賃貸借物件が使用不能となり、かつ、回復が不能となったときは、甲は直ちにその旨を乙に通知するものとし、その通知に合わせ本契約を解除するものとする。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第8条 前条第1項の規定による契約解除により、甲が同条第2項の規定による金額を超えて損害を受けたときは、同項の金額に当該超過損害額の全部又は一部を加算して乙に対して損害賠償を請求できるものとする。</p> <p>2 この契約の履行に関し、第三者に対して損害を及ぼしたときは、乙がその賠償の責任を負う。ただし、その損害が天災その他不可抗力によるときは、甲乙協議してその賠償の責任を定めるものとする。</p>	<p>する。</p> <p>(変更等)</p> <p>第5条 甲が、必要があると認めるときは、乙と協議のうえ契約の全部若しくは一部を変更し、又は解除することができる。</p> <p><b>(追加)</b></p> <p>(甲の解除)</p> <p>第6条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は契約を解除することができる。</p> <p>(1) 期限までに契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認めるとき。</p> <p>(2) 契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するに至ったとき。</p> <p>(4) 前3号のほか、この契約条項に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定により契約を解除したときは、乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、乙の申出に正当な理由があると甲が認めるときは、甲はこの規定を適用しないことができる。</p> <p>3 天災その他の不可抗力により賃貸借物件が使用不能となり、かつ、回復が不能となったときは、甲は直ちにその旨を乙に通知するものとし、その通知に合わせ本契約を解除するものとする。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第7条 前条第1項の規定による契約解除により、甲が同条第2項の規定による金額を超えて損害を受けたときは、同項の金額に当該超過損害額の全部又は一部を加算して乙に対して損害賠償を請求できるものとする。</p> <p>2 この契約の履行に関し、第三者に対して損害を及ぼしたときは、乙がその賠償の責任を負う。ただし、その損害が天災その他不可抗力によるときは、甲乙協議してその賠償の責任を定めるものとする。</p>

新	旧
<p>(物件の返還)</p> <p>第9条 本契約が終了した場合は、甲は賃貸借物件を乙に返還しなければならない。</p> <p>2 乙は、前項の規定により甲が賃貸借物件を返還するときは、甲乙協議のうえ定めた期間内にこれを撤去しなければならない。</p> <p>(相殺)</p> <p>第10条 甲は、この契約において、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙に支払うべき代金と相殺し、なお不足を生じるときは、さらに追徴するものとする。</p> <p>(権利義務の譲渡又は担保の禁止)</p> <p>第11条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。</p> <p>(秘密保持)</p> <p>第12条 乙は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。</p> <p>2 乙は、江戸川区個人情報保護条例(平成6年3月江戸川区条例第1号)及び個人情報保護に関する特約条項を遵守しなければならない。</p> <p>(予算の減額等による契約変更等)</p> <p>第13条 甲は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以後において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。</p> <p>(疑義の協議)</p> <p>第14条 この契約条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約条項に定めのない事項については、甲乙協議してこれを定める。</p> <p>(法令遵守)</p> <p>第15条 乙は、この契約条項のほか、労働関係諸法令及び江戸川区契約事務規則(昭和39年3月江戸川区規則第3号)を遵守しなければならない。また、契約期間中の最低賃金法による最低賃金の改定によって、この契約の履行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮すること。</p>	<p>(物件の返還)</p> <p>第8条 本契約が終了した場合は、甲は賃貸借物件を乙に返還しなければならない。</p> <p>2 乙は、前項の規定により甲が賃貸借物件を返還するときは、甲乙協議のうえ定めた期間内にこれを撤去しなければならない。</p> <p>(相殺)</p> <p>第9条 甲は、この契約において、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙に支払うべき代金と相殺し、なお不足を生じるときは、さらに追徴するものとする。</p> <p>(権利義務の譲渡又は担保の禁止)</p> <p>第10条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。</p> <p>(秘密保持)</p> <p>第11条 乙は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。</p> <p>2 乙は、江戸川区個人情報保護条例(平成6年3月江戸川区条例第1号)及び個人情報保護に関する特約条項を遵守しなければならない。</p> <p>(予算の減額等による契約変更等)</p> <p>第12条 甲は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以後において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。</p> <p>(疑義の協議)</p> <p>第13条 この契約条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約条項に定めのない事項については、甲乙協議してこれを定める。</p> <p>(法令遵守)</p> <p>第14条 乙は、この契約条項のほか、労働関係諸法令及び江戸川区契約事務規則(昭和39年3月江戸川区規則第3号)を遵守しなければならない。また、契約期間中の最低賃金法による最低賃金の改定によって、この契約の履行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮すること。</p>

新	旧
賃貸借 / 総価 (長期継続契約用) <b>2020.4</b>	賃貸借 / 総価 (長期継続契約用) <b>2019.1</b>

新旧対照表

15\_標準契約約款（賃貸借単価・長期継続契約用）(202004～)

新	旧
<p>(総則)</p> <p>第1条 乙は、この契約について、仕様書及び図面等（以下「仕様書等」という。）に基づいて履行するものとし、履行に要する費用はすべて乙の負担とする。</p> <p>2 乙は、この賃貸借について仕様書等に明示されていない事項でも、賃貸借の性質上、当然必要なものについては、甲の職員の指示に従い、乙の負担で履行するものとする。</p> <p>3 この契約に基づく発注については、甲の指定する発注者が、別途履行時期及び数量等必要な事項を指示するものとし、乙は指定期間内にこれを完了しなければならない。</p> <p>4 乙は、賃貸借について十分な損害の発生防止措置を執らなければならない。損害の発生防止に関し、相当の設備をなさず、又は注意を怠ったと認められるときは、その賠償責任は、すべて乙の負担とする。</p> <p>(監督)</p> <p>第2条 甲は、必要があるときは甲の職員による立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督することができる。</p> <p>(検査)</p> <p>第3条 乙は、履行が完了したときは、直ちにその旨届け出て、甲の定める検査を受けるものとする。</p> <p><u>(契約不適合責任)</u></p> <p><u>第4条 引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、甲は乙に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。</u></p> <p><u>2 乙が前項に規定する履行の追完に応じないときは、甲は、乙に対し、契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求し、あるいは、乙の負担で甲自ら履行の追完を行うことができる。甲自ら履行の追完を行う場合において、乙に生じた損害について、甲はその賠償の責任を負わないものとする。</u></p>	<p>(総則)</p> <p>第1条 乙は、この契約について、仕様書及び図面等（以下「仕様書等」という。）に基づいて履行するものとし、履行に要する費用はすべて乙の負担とする。</p> <p>2 乙は、この賃貸借について仕様書等に明示されていない事項でも、賃貸借の性質上、当然必要なものについては、甲の職員の指示に従い、乙の負担で履行するものとする。</p> <p>3 この契約に基づく発注については、甲の指定する発注者が、別途履行時期及び数量等必要な事項を指示するものとし、乙は指定期間内にこれを完了しなければならない。</p> <p>4 乙は、賃貸借について十分な損害の発生防止措置を執らなければならない。損害の発生防止に関し、相当の設備をなさず、又は注意を怠ったと認められるときは、その賠償責任は、すべて乙の負担とする。</p> <p>(監督)</p> <p>第2条 甲は、必要があるときは甲の職員による立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督することができる。</p> <p>(検査)</p> <p>第3条 乙は、履行が完了したときは、直ちにその旨届け出て、甲の定める検査を受けるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>

新	旧
<p><u>3 前2項の規定は、引き渡しを受けた日から1年以内でなければ請求できない。ただし、契約不適合が乙の故意または重過失による場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>4 第1項及び第2項の規定は、甲による損害賠償請求及び第8条第1項による解除権の行使を妨げない。</u></p> <p>(請求及び支払い)</p> <p>第5条 発注した賃貸借料の代金は、毎月初日から末日までに借上げた1箇月について検査完了後、乙は甲に請求する。ただし、仕様書等において別に定めた場合は、この限りでない。</p> <p>2 甲は乙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に甲の指定する金融機関において、当該請求額を支払うものとする。</p> <p>(遅延違約金)</p> <p>第6条 乙は、指定期日までに履行を完了しないときは、延滞日数に応じ、契約金額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額(閏年も365日として計算する)を違約金として、甲に納付するものとする。ただし、その違約金の額に100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。</p> <p>(変更等)</p> <p>第7条 甲が、必要があると認めるときは、乙と協議のうえ契約又は指示事項の全部若しくは一部を変更し、又は解除することができる。</p> <p><u>2 前項の規定は、甲が第4条に基づく契約不適合責任の追及として、履行の追完の請求、代金減額の請求、損害賠償の請求又は解除権の行使を行う場合は、適用しない。</u></p> <p>(甲による契約解除)</p> <p>第8条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は契約を解除することができる。</p> <p>(1) 乙の責に帰する事由により期限までに契約又は指示事項を完了しないとき、又は完了の見込みがないと認めるとき。</p>	<p>(請求及び支払い)</p> <p>第4条 発注した賃貸借料の代金は、毎月初日から末日までに借上げた1箇月について検査完了後、乙は甲に請求する。ただし、仕様書等において別に定めた場合は、この限りでない。</p> <p>2 甲は乙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に甲の指定する金融機関において、当該請求額を支払うものとする。</p> <p>(遅延違約金)</p> <p>第5条 乙は、指定期日までに履行を完了しないときは、延滞日数に応じ、契約金額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額(閏年も365日として計算する)を違約金として、甲に納付するものとする。ただし、その違約金の額に100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。</p> <p>(変更等)</p> <p>第6条 甲が、必要があると認めるときは、乙と協議のうえ契約又は指示事項の全部若しくは一部を変更し、又は解除することができる。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(甲による契約解除)</p> <p>第7条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は契約を解除することができる。</p> <p>(1) 乙の責に帰する事由により期限までに契約又は指示事項を完了しないとき、又は完了の見込みがないと認めるとき。</p>

新	旧
<p>(2) 契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するとき。</p> <p>(4) 前3号のほか、この契約条項に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定により契約を解除したときは、乙は、発注金額のうち未履行分の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、乙の申出に正当な理由があると甲が認めるときは、甲はこの規定を適用しないことができる。</p> <p>3 天災その他の不可抗力により賃貸借物件が使用不能となり、かつ、回復が不能となったときは、甲は直ちにその旨を乙に通知し、同時に本契約を解除する。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第9条 前条第1項の規定による契約解除により、甲が同条第2項の規定による金額を超えて損害を受けたときは、同項の金額に当該超過損害額の全部又は一部を加算して乙に対して損害賠償を請求できるものとする。</p> <p>2 この契約の履行に関し、第三者に対して損害を及ぼしたときは、乙がその賠償の責任を負う。ただし、その損害が天災その他不可抗力によるときは、甲乙協議してその賠償の責任を定めるものとする。</p> <p>(相殺)</p> <p>第10条 甲は、この契約において、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙に支払うべき代金と相殺し、なお不足を生じるときは、さらに追徴するものとする。</p> <p>(権利義務の譲渡又は担保の禁止)</p> <p>第11条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。</p> <p>(秘密保持)</p> <p>第12条 乙は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。</p> <p>2 乙は、江戸川区個人情報保護条例(平成6年3月江戸川区条例第1号)及び個人情報保護に関する特約条項を遵守しなければならない。</p>	<p>(2) 契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するとき。</p> <p>(4) 前3号のほか、この契約条項に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定により契約を解除したときは、乙は、発注金額のうち未履行分の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、乙の申出に正当な理由があると甲が認めるときは、甲はこの規定を適用しないことができる。</p> <p>3 天災その他の不可抗力により賃貸借物件が使用不能となり、かつ、回復が不能となったときは、甲は直ちにその旨を乙に通知し、同時に本契約を解除する。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第8条 前条第1項の規定による契約解除により、甲が同条第2項の規定による金額を超えて損害を受けたときは、同項の金額に当該超過損害額の全部又は一部を加算して乙に対して損害賠償を請求できるものとする。</p> <p>2 この契約の履行に関し、第三者に対して損害を及ぼしたときは、乙がその賠償の責任を負う。ただし、その損害が天災その他不可抗力によるときは、甲乙協議してその賠償の責任を定めるものとする。</p> <p>(相殺)</p> <p>第9条 甲は、この契約において、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙に支払うべき代金と相殺し、なお不足を生じるときは、さらに追徴するものとする。</p> <p>(権利義務の譲渡又は担保の禁止)</p> <p>第10条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。</p> <p>(秘密保持)</p> <p>第11条 乙は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。</p> <p>2 乙は、江戸川区個人情報保護条例(平成6年3月江戸川区条例第1号)及び個人情報保護に関する特約条項を遵守しなければならない。</p>

新	旧
<p>(予算の減額等による契約変更等)</p> <p>第13条 甲は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以後において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。</p> <p>(疑義の協議)</p> <p>第14条 この契約条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約条項に定めのない事項については、甲乙協議してこれを定める。</p> <p>(法令遵守)</p> <p>第15条 乙は、この契約条項のほか、労働関係諸法令及び江戸川区契約事務規則(昭和39年3月江戸川区規則第3号)を遵守しなければならない。また、契約期間中の最低賃金法による最低賃金の改定によって、この契約の履行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮すること。</p> <p>賃貸借/単価(長期継続契約用) <a href="#">2020.4</a></p>	<p>(予算の減額等による契約変更等)</p> <p>第12条 甲は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以後において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。</p> <p>(疑義の協議)</p> <p>第13条 この契約条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約条項に定めのない事項については、甲乙協議してこれを定める。</p> <p>(法令遵守)</p> <p>第14条 乙は、この契約条項のほか、労働関係諸法令及び江戸川区契約事務規則(昭和39年3月江戸川区規則第3号)を遵守しなければならない。また、契約期間中の最低賃金法による最低賃金の改定によって、この契約の履行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮すること。</p> <p>賃貸借/単価(長期継続契約用) <a href="#">2019.1</a></p>

新旧対照表

16\_標準契約約款（建物賃貸借総価・長期継続契約用・所有権移転）(202004～)

新	旧
<p>(総則)</p> <p>第1条 乙は、この契約についてこの条項および仕様書並びに図面等（以下「仕様書等」という。）に基づいて履行するものとし、履行に要する費用は全て乙の負担とする。</p> <p>2 乙はこの賃貸借について、仕様書等に明示されていない事項でも賃貸借の性質上当然必要なものについては、甲の指示に従い乙の負担で履行するものとする。</p> <p>3 乙は、この賃貸借について十分な損害の発生防止措置を執らなければならない。損害の発生防止に関し、相当の設備をなさず、又は注意を怠ったと認められるときは、その賠償責任は、すべて乙の負担とする。</p> <p>(監督)</p> <p>第2条 甲は、必要があるときは、甲の職員による立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督することができる。</p> <p>(検査)</p> <p>第3条 乙は、履行が完了したときは、直ちにその旨届け出て、甲の定める検査を受けるものとする。</p> <p><b><u>(契約不適合責任)</u></b></p> <p><b><u>第4条 引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、甲は乙に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。</u></b></p> <p><b><u>2 乙が前項に規定する履行の追完に応じないときは、甲は、乙に対し、契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求し、あるいは、乙の負担で甲自ら履行の追完を行うことができる。甲自ら履行の追完を行う場合において、乙に生じた損害について、甲はその賠償の責任を負わないものとする。</u></b></p> <p><b><u>3 前2項の規定は、引き渡しを受けた日から1年以内でなければ請求できない。ただし、契約不適合が乙の故意または重過失による場合は、この限りでない。</u></b></p>	<p>(総則)</p> <p>第1条 乙は、この契約についてこの条項および仕様書並びに図面等（以下「仕様書等」という。）に基づいて履行するものとし、履行に要する費用は全て乙の負担とする。</p> <p>2 乙はこの賃貸借について、仕様書等に明示されていない事項でも賃貸借の性質上当然必要なものについては、甲の指示に従い乙の負担で履行するものとする。</p> <p>3 乙は、この賃貸借について十分な損害の発生防止措置を執らなければならない。損害の発生防止に関し、相当の設備をなさず、又は注意を怠ったと認められるときは、その賠償責任は、すべて乙の負担とする。</p> <p>(監督)</p> <p>第2条 甲は、必要があるときは、甲の職員による立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督することができる。</p> <p>(検査)</p> <p>第3条 乙は、履行が完了したときは、直ちにその旨届け出て、甲の定める検査を受けるものとする。</p> <p><b><u>(追加)</u></b></p>

新	旧
<p><b>4 第1項及び第2項の規定は、甲による損害賠償請求及び第8条第1項による解除権の行使を妨げない。</b></p> <p>(請求及び支払い)</p> <p>第5条 乙は賃貸借料について毎月、初日から末日分をその都度請求するものとする。ただし、仕様書等で別に定めた<b>場合</b>はこの限り<b>ではない</b>。</p> <p>2 甲は乙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に甲の指定する金融機関において、当該請求額を支払うものとする。</p> <p>(遅延違約金)</p> <p>第6条 乙は、指定期日までに履行を完了しないときは、前項の遅延違約金の額は、契約金額につき遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日の割合とする。なお、その額に100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。この場合において、検査に合格した指定部分(他の部分と明確に区分できるため、分割して引渡しを受けても支障がないと甲が認める履行部分を含む。)があるときは、これに相応する契約金額相当額を遅延違約金の算定にあたり契約金額から控除する。</p> <p>(変更等)</p> <p>第7条 甲が、必要があると認めるときは、乙と協議のうえ契約の全部若しくは一部を変更し、又は解除することができる。</p> <p><b>2 前項の規定は、甲が第4条に基づく契約不適合責任の追及として、履行の追完の請求、代金減額の請求、損害賠償の請求又は解除権の行使を行う場合は、適用しない。</b></p> <p>(甲による契約解除)</p> <p>第8条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は契約を解除することができる。</p> <p>(1) 乙の責に帰する事由により期限までに契約を完了しないとき、又は完了の見込みがないとき。</p>	<p>(請求及び支払い)</p> <p>第4条 乙は賃貸借料について毎月、初日から末日分をその都度請求するものとする。ただし、仕様書等で別に定めた<b>___</b>はこの限り<b>にあらす</b>。</p> <p>2 甲は乙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に甲の指定する金融機関において、当該請求額を支払うものとする。</p> <p>(遅延違約金)</p> <p>第5条 乙は、指定期日までに履行を完了しないときは、前項の遅延違約金の額は、契約金額につき遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日の割合とする。なお、その額に100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。この場合において、検査に合格した指定部分(他の部分と明確に区分できるため、分割して引渡しを受けても支障がないと甲が認める履行部分を含む。)があるときは、これに相応する契約金額相当額を遅延違約金の算定にあたり契約金額から控除する。</p> <p>(変更等)</p> <p>第6条 甲が、必要があると認めるときは、乙と協議のうえ契約の全部若しくは一部を変更し、又は解除することができる。</p> <p><b>(追加)</b></p> <p>(甲による契約解除)</p> <p>第7条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は契約を解除することができる。</p> <p>(1) 乙の責に帰する事由により期限までに契約を完了しないとき、又は完了の見込みがないとき。</p>

新	旧
<p>( 2 ) 契約の解除を申し出たとき。</p> <p>( 3 ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するに至ったとき。</p> <p>( 4 ) 前3号のほか、この契約条項に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定により契約を解除したときは、乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、乙の申出に正当な理由があると甲が認めるときは、甲はこの規定を適用しないことができる。</p> <p>3 天災その他の不可抗力により賃貸借物件が使用不能となり、かつ、回復が不能となったときは、甲は直ちにその旨を乙に通知し、同時に本契約を解除する。</p> <p>( 損害賠償 )</p> <p>第9条 前条第1項の規定による契約解除により、甲が同条第2項の規定による金額を超えて損害を受けたときは、同項の金額に当該超過損害額の全部又は一部を加算して乙に対して損害賠償を請求できるものとする。</p> <p>2 この契約の履行に関し、第三者に対して損害を及ぼしたときは、乙がその賠償の責任を負う。ただし、その損害が天災その他不可抗力によるときは、甲乙協議してその賠償の責任を定めるものとする。</p> <p>( 物件の所有権移転 )</p> <p>第10条 本賃貸借物件の所有権は、本契約が終了した日の翌日に乙から甲に対し無償で移転するものとする。</p> <p>( 相殺 )</p> <p>第11条 甲は、この契約において、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙に支払うべき代金と相殺し、なお不足を生じるときは、さらに追徴するものとする。</p> <p>( 権利義務の譲渡又は担保の禁止 )</p> <p>第12条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。</p> <p>( 秘密保持 )</p> <p>第13条 乙は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。</p>	<p>( 2 ) 契約の解除を申し出たとき。</p> <p>( 3 ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するに至ったとき。</p> <p>( 4 ) 前3号のほか、この契約条項に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定により契約を解除したときは、乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、乙の申出に正当な理由があると甲が認めるときは、甲はこの規定を適用しないことができる。</p> <p>3 天災その他の不可抗力により賃貸借物件が使用不能となり、かつ、回復が不能となったときは、甲は直ちにその旨を乙に通知し、同時に本契約を解除する。</p> <p>( 損害賠償 )</p> <p>第8条 前条第1項の規定による契約解除により、甲が同条第2項の規定による金額を超えて損害を受けたときは、同項の金額に当該超過損害額の全部又は一部を加算して乙に対して損害賠償を請求できるものとする。</p> <p>2 この契約の履行に関し、第三者に対して損害を及ぼしたときは、乙がその賠償の責任を負う。ただし、その損害が天災その他不可抗力によるときは、甲乙協議してその賠償の責任を定めるものとする。</p> <p>( 物件の所有権移転 )</p> <p>第9条 本賃貸借物件の所有権は、本契約が終了した日の翌日に乙から甲に対し無償で移転するものとする。</p> <p>( 相殺 )</p> <p>第10条 甲は、この契約において、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙に支払うべき代金と相殺し、なお不足を生じるときは、さらに追徴するものとする。</p> <p>( 権利義務の譲渡又は担保の禁止 )</p> <p>第11条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。</p> <p>( 秘密保持 )</p> <p>第12条 乙は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。</p>

新	旧
<p>2 乙は、江戸川区個人情報保護条例(平成6年3月江戸川区条例第1号)及び個人情報保護に関する特約条項を遵守しなければならない。</p> <p>(予算の減額等による契約変更等)</p> <p>第14条 甲は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以後において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。</p> <p>(疑義の協議)</p> <p>第15条 この契約条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約条項に定めのない事項については、甲乙協議してこれを定める。</p> <p>(法令遵守)</p> <p>第16条 乙は、この契約条項のほか、労働関係諸法令及び江戸川区契約事務規則(昭和39年3月江戸川区規則第3号)を遵守しなければならない。また、契約期間中の最低賃金法による最低賃金の改定によって、この契約の履行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮すること。</p> <p>建物賃貸借・長期継続契約・終了後所有権移転 <b>2020.4</b></p>	<p>2 乙は、江戸川区個人情報保護条例(平成6年3月江戸川区条例第1号)及び個人情報保護に関する特約条項を遵守しなければならない。</p> <p>(予算の減額等による契約変更等)</p> <p>第13条 甲は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以後において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。</p> <p>(疑義の協議)</p> <p>第14条 この契約条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約条項に定めのない事項については、甲乙協議してこれを定める。</p> <p>(法令遵守)</p> <p>第15条 乙は、この契約条項のほか、労働関係諸法令及び江戸川区契約事務規則(昭和39年3月江戸川区規則第3号)を遵守しなければならない。また、契約期間中の最低賃金法による最低賃金の改定によって、この契約の履行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮すること。</p> <p>建物賃貸借・長期継続契約・終了後所有権移転 <b>2019.1</b></p>